

西会津町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

福島県耶麻郡西会津町

西会津町過疎地域持続的発展計画目次

ページ

I 基本的な事項	1
(1) 町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	7
(3) 行財政の状況	10
(4) 過疎地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 過疎地域の持続的発展のための基本目標	16
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	17
(7) 計画期間	18
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	18
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	20
(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	21
(3) 事業計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
2. 産業の振興	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	28
(3) 事業計画	33
(4) 産業振興促進事項	35
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	35
3. 地域における情報化	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	38
(3) 事業計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	44
(3) 事業計画	46

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
5. 生活環境の整備	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	51
(3) 事業計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	55
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	56
(1) 現況と問題点	56
(2) その対策	58
(3) 事業計画	61
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	62
7. 医療の確保	64
(1) 現況と問題点	64
(2) その対策	64
(3) 事業計画	65
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	65
8. 教育の振興	66
(1) 現況と問題点	66
(2) その対策	67
(3) 事業計画	69
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	70
9. 集落の整備	71
(1) 現況と問題点	71
(2) その対策	71
(3) 事業計画	72
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	72
10. 地域文化の振興等	73
(1) 現況と問題点	73
(2) その対策	73

(3) 事業計画	74
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	74
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	76
(1) 現況と問題点	76
(2) その対策	76
(3) 事業計画	77
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	77
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	79
(1) 現況と問題点	79
(2) その対策	80
(3) 事業計画	81
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	82
II 事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	83

I 基本的な事項

(1) 町の概況

① 自然的条件

本町は、福島県の北西部に位置し、周囲は東に喜多方市及び会津坂下町、南に柳津町、金山町、北及び西は新潟県阿賀町に接し、面積は298.18k㎡で東西17.55km、南北34.50kmと南北に細長い形をしています。町の中央部を阿賀川が流れ、その流域は平坦な農用地で、北には福島、山形、新潟の三県にまたがる秀峰飯豊山を仰ぎ見ることができます。

交通網は、町の中央部をJR磐越西線、国道49号がほぼ平行に横断し、このほか国道400号、国道459号が隣接している柳津町、三島町、新潟県阿賀町をそれぞれ結んでいます。平成9年にはいわき、新潟間を結ぶ磐越自動車道が開通し、本町にインターチェンジが設置され、交通の利便性が高い地域です。

地形は、周囲を500～1,000m級の山岳が走り、山あいの平坦丘陵部には集落と農地が散在していますが、地域の中央を流れる阿賀川流域は盆地状に広がり、比較的平坦でまとまった農用地があります。町の中心地である野沢周辺は、海拔160m程度と低い標高になっています。

気候は日本海型に属し、夏は高温多湿で、朝晩は涼しく、高温期間は比較的短くなっています。平成26年から令和5年までの年間平均気温は11.7℃、平均最高気温は、23.4℃、平均最低気温1.6℃、初霜は10月下旬、終霜は5月中旬となっています。降雪期は概ね11月中旬より4月上旬まで、平成26年から令和5年までの平均降雪量は560cm、平均最深積雪量は86cmであり、特別豪雪地帯の指定を受けています。また、平均総降水量は1,574mmとなっています。

このように本町は、冬期の豪雪に加え、盆地特有の気象条件として、春の雪解けが遅いことや放射冷却現象による冷え込みがあること、夏期の高温多湿などの特徴を有しています。

土地利用の状況は、本町の総面積29,818haのうち森林が25,409haと85.2%を占めており、典型的な山村地域です。土地利用の現状は、農地が4.0%(1,180ha)、宅地等0.8%、森林で85.2%、その他10.0%となっています。

また、昭和45年から令和5年までの土地利用面積の推移をみますと、この53年間に農用地が770ha減少し、宅地が61ha、山林が701haそれぞれ増加しています。このことは、兼業農家の増加や、農業就業者の減少、さらに米の生産調整など、農業を取り巻く厳しい環境のなかで遊休農地や林地への転用が進行したことを示しています。

本町は、北に磐梯朝日国立公園の飯豊山、中央には越後三山只見国定公園（現在の只見柳津県立自然公園が編入される予定）の阿賀川を有し、自然環境には恵まれた地域です。

このほか、県自然環境保全地域として「木地夜鷹山」及び「安座」が指定されています。

本町には 88 の集落があり、それぞれ歴史と特色をもって現在に至っています。平坦地区は比較的集団化しており、生活行動を容易にしていますが、山間地域においては集落が散在しており、社会生活上何かと不便な状態にあります。特に、10 世帯未満の小規模集落が 19 あり、集落としての機能維持が厳しくなっているところが増加しています。

② 歴史的条件

本町に人類の痕跡が認められるのは少なくとも今から 1 万 5 千年前頃、人類がまだ土器を使用しない時代— 旧石器時代のことです。それは、昭和 61 年 7 月、上小島地区・山本遺跡の発掘調査の際に出土した石器によって明らかにされています。

また、上小島及び野沢、芝草一帯は縄文中期・後期の遺跡地帯として、県下に名をはせており、そこから出土する土器の文様などから、すでにこの地域が 5000 年前頃から、太平洋岸と日本海岸の文物の交流、接点の里として繁栄していたことを物語っています。

奈良・平安・鎌倉時代に入ると仏教文化が花開き、特に平安時代になると、大同 2 年（807 年）に西平如法寺が開山され、さらに鎌倉時代に入ると鎌倉五山の僧慈心と松尾地頭宇多河氏によって真福寺が再興されるとともに、松尾神社が勧請されました。また、南北朝時代の延元元年（1336 年）には、国指定の重要文化財である出ヶ原円満寺観音堂が建立されました。

また同じく国指定の重要文化財として上野尻西光寺の「紙本著色蒲生氏郷像」があり、これは、元和 7 年（1621 年）京都如心寺逸伝の賛文の画像で、氏郷の孫忠郷の諸老臣が西光寺に贈ったものと寺伝にあります。

一方、如法寺観音堂（附仁王門）は県指定の重要文化財であり、「鳥追観音堂」として「3 匹の隠れ猿」の彫刻と共に信仰でも名高いところです。

野沢の大久保に鎮座する大山祇神社も信仰では有名です。この神社は、宝亀 9 年（778 年）に大和国宇陀郡の僧真海が勧請したといわれ、樹齢 400 年を越す杉並木があり、県内はもとより新潟、山形方面からも参拝客が訪れ、その数は年間約 14 万人となっています。

越後街道の重要宿駅であった野沢は、大永元年（1521 年）に野沢六人衆が公庁の許しを得て開いたとされており、江戸時代、蒲生氏が藩主だった頃の寛永 3 年（1626 年）には六斎市の開設が許されて、会津と越後の文物の交流拠点として繁栄しました。

このことは、明治黎明期に大きな影響を残し、自由民権運動の山口千代作、小島忠八のほか、日本ではじめてアダムスミスの「富国論」を翻訳した石川暎作、野口英世の手を手術して育てたドクトル渡部鼎を輩出しました。

このような経過をたどりながら、昭和 29 年 7 月 1 日、町村合併促進法によって、野沢町、尾野本村、登世島村、下谷村、睦合村、群岡村、上野尻村、宝坂村、新郷村、奥川村の 1 町 9 村が合併して新しく西会津町が誕生し、昭和 35 年に高郷村の軽沢地区を編入し現在に至っています。

③ 社会的、経済的諸条件

本町は、特別豪雪地帯という過酷な自然条件が農林業をはじめ、商業、工業などのあらゆる生産活動を阻害し、また、医療、教育等の住民生活における諸活動も大きく制約しており、その社会的経済的諸条件が相まって地域の低生産性、低所得をもたらし、人口流出の要因ともなってきました。このような立地条件から特色ある産業が少なく、昭和45年においては、第1次産業就業者数が全体の58.3%を占め、農業が主要産業としての位置を占めていましたが、以後社会経済の進展とともに就業構造の変化が進み、農業においては、農家数、就業者数ともに年々減少し、令和2年の農業就業者数は全体の15.6%にまで低下しました。

一方、第2次産業就業者数は昭和45年には16.9%でしたが、令和2年には33.7%となっており、第3次産業就業者数は、昭和45年には全体の24.8%でしたが、令和2年には49.4%となっています。

これは、磐越自動車道の開通をはじめ、道路交通網の整備により、通勤や日常生活圏域が飛躍的に拡大したことと、積極的な企業誘致によるところが大きく、本町の産業構造、就業構造はこの50年間で著しく変化しました。

④ 過疎の状況

(ア) 人口等の動向

本町の人口は令和2年の国勢調査によると5,770人で、昭和35年の18,244人と比べると12,474人が減少し、3分の1以下となっています。近年は減少数、減少率とも昭和50年以前と比べると鎮静化していましたが、平成27年から令和2年までの減少率は12.3%となっています。

一方、世帯数は昭和35年の3,196世帯と比べると、令和2年は2,352世帯で844世帯(26.4%)の減少となっており、人口に比べ減少率は比較的緩やかです。また、一世帯あたりの家族数は、昭和35年には5.7人であったものが、令和2年には2.45人となっています。

人口の減少は、町内及び周辺地域での就労の場が少なかったため、若年層を中心として町民が町外へ流出していったことによる社会減が大きな要因でしたが、近年はむしろ死亡者数が出生者数を上回る自然減の影響が大きくなっています。高齢化が進行した上、社会増減に影響をおよぼす若者層の絶対数の減少や出生率の低下が原因となっています。

(イ) これまでの対策

過疎地域対策緊急措置法が施行された昭和45年以降、令和5年度までの55年間に過疎対策事業債を活用した各種事業により、町の公共施設整備は多くの面で、その水準を高めることができました。

このうち、産業の振興については、町内全域にわたるほ場整備事業に取り組み、大型機

械を活用した農業を可能とした他、野菜集出荷施設、耐雪型パイプハウス、菌床栽培用ハウス、水稻育苗施設、雪室貯蔵施設、林業研修施設等の農林業振興施設整備や、総合運動公園（さゆり公園）、緑地休養施設、温泉健康保養センター、オートキャンプ場等の観光レクリエーション施設を整備しました。さらに、工業団地の造成分譲により企業誘致にも努めたほか、商業団地の造成や野沢駅通り公園整備、原町ポケットパークの整備を行い、また地域資源活用総合交流物産館（よりっせ）等を整備し「道の駅にしあいつ」として登録し、その後地域連携販売力強化施設（ミネラル野菜の家）を整備しました。

交通・通信体系・情報化の整備では、道路の改良・舗装について特に積極的に整備に取り組んだほか、林道及び農道の整備、除雪機械の整備、防災行政無線、移動通信用鉄塔施設、ケーブルテレビ施設、町独自のバス交通体系を整備しました。

また、生活環境施設では、水道施設 12 施設、下水道施設 2 施設（野沢処理区、大久保処理区）、農業集落排水事業 6 施設（小島地区、森野地区、宝川地区、白坂地区、笹川地区、野尻地区）を整備し、その他の点在する集落を対象に個別排水処理事業を導入したほか、防災行政無線デジタル化整備、消防施設の整備、消防自動車の整備、町営住宅等を整備しました。

保健及び福祉施設等の整備では、特別養護老人ホーム、温泉リハビリプール、介護老人保健施設、介護センター、認知症対応型グループホーム、高齢者生活支援ハウス、小規模多機能施設、へき地保育所、認定こども園、子育てコミュニティ施設等を整備しました。

医療の確保については、診療所と医師住宅の建設、CTスキャナー、X線装置、骨密度測定器、血液自動分析装置、内視鏡光源装置、電子カルテなどの医療用機器、在宅健康管理システムを整備しました。

教育施設の整備では、統合中学校をはじめ、統合小学校、教職員宿舎、さゆり公園運動施設、屋外プール、スクールバスや小中学校の情報通信環境などを整備したところであり、地域文化の振興等では、芸術村事業に取り組んできました。

集落の整備では、住宅団地の造成分譲や定住促進住宅設置、各自治区の集会所整備、集落支援拠点施設の整備にも取り組んできたところであり、その他地域の自立促進では、流雪溝の整備などの克雪対策に取り組んできました。

その他、定住促進対策事業、山村振興事業、農村総合整備事業、特定地区公園整備事業、地域づくり推進事業、ふるさとづくり事業、若者定住促進事業など国県の補助金、起債を活用し、過疎対策事業債以外の事業も積極的に展開してきました。

また、このような施設整備のほか、ソフト面としては、健康な土づくり事業、保健・医療・福祉の連携推進、医師確保対策、国際交流の推進、社会教育や文化活動の助長、町民スポーツの振興、各種イベントなどを行い、保健医療対策、高齢者福祉対策などの住民福祉の向上にも取り組んできました。

(ウ) 現在の課題及び今後の見通し等

本町においては、他地域に比較して自然的・経済的諸条件による制約が多いことから特色ある産業が少なく、稲作を中心とする農業が基幹産業であり、しかも個々の農業経営基盤が零細であるため、農家は生活維持のために出稼ぎや他の所得に依存せざるをえず、経済的に不安定な状態が長く続いてきました。このような就業構造の本町においても、昭和40年代から企業誘致が進んだ結果、就業構造も大きく変化を見せ始め、昭和45年には農業就業者が全就業者の57.2%を占めていたものが、令和2年にはその3分の1以下の15.6%になりました。

また、市町村民所得による総生産所得をみても、昭和55年度において第1次産業が15.6%、第2次産業が41.2%、第3次産業が43.2%であったものが、令和2年では、第1次産業が4.3%、第2次産業が29.7%、第3次産業が66.0%と第3次産業のみが大きく増加しています。

農業は、生産額と農業所得の低迷が続いている現状に加え、就業者の高齢化、米などの農作物の市場が開放されたことから、産業振興としての農業振興は、町の大きな課題となっています。さらには町内各地でツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等による農作物への被害が増加しているため、町や各自治区で連携し罨や電気柵等による防除対策が必要となっています。

また、人口の減少は依然続いており、特に一部の山間地域においては、集落機能維持に影響を及ぼすような状況にもなっています。急速に進む人口の高齢化に対応した高齢者対策について、町は、保健・医療・福祉の連携推進によりこれまで対策を講じてきましたが少子化対策、定住対策など新たな課題があります。

前述したように過去の過疎対策事業では、交通通信体系の整備を始めとして、生活環境の整備、医療設備の整備を図り住民福祉の向上を図ってきましたが、なお一層各施策区分にわたる強力な対策が必要です。今後は、「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」を基本に町民との協働のもとに新たな視点から検討を加え、地域の連携と交流を推進し、本町ならではの特色を生かした個性豊かな住み良い町づくりのため、各般にわたって強力な施設整備や町独自のソフト事業の推進が必要となっています。

⑤ 産業構造の変化、地域の経済的な立地の特性、県の総合計画等における位置づけ等に配意した町の社会経済的発展の方向の概要

産業別就業人口の推移は、昭和35年には第1次産業が68.8%、第2次産業が12.2%、第3次産業が19.0%でしたが、令和2年には第1次産業が16.8%、第2次産業が33.7%、第3次産業が49.4%と大きく変動しました。このことは、かつて農林業に依存していた産業構造が、製造業や建設業、販売・サービス業の分野などに移行してきたことを表しています。これを令和2年の県平均と比較した場合、第1次産業では県平均6.2%に対して10.6ポイント、第2次産業では県平均29.6%に対して4.1ポイントといずれも上回っています

が、第3次産業では県平均64.2%に対して14.8ポイント下回っています。

このように、本町の就業構造のなかでは、第1次産業がまだ相当の部分を含んでいます。今後は、従来の稲作に加え園芸作物や特用林産物、畜産の導入など複合的な経営を促し、それらの産地化・ブランド化を図る必要があります。また、林業は木材価格の低迷から経営が難しい状況が続いていますが、近年は菌床によるきのこの生産が伸びており、これらの新しい農林業の展開に向けての取り組みを更に推進していく必要があります。

また、第2次産業の就業者は、令和2年国勢調査によると全就業者2,917人のうち984人(33.7%)となっており、平成12年ごろを境に減少に転じています。第2次産業就業者のうち634人(64.4%)が製造業の就業者となっています。このように、本町の第2次産業は、製造業を中心とした就労形態が特徴となっていますが、平成7年ごろを境に製造品出荷額が減少に転じるなど、バブル経済崩壊後の経済不況により、厳しい状況が続いています。町は、従来から若者の雇用の場を確保するため企業誘致に努めており、昭和63年から整備をしてきた工業団地においては、企業3社が立地操業し、中には農業従事者からの転職者もかなり含まれています。今後は情報通信技術やデジタル技術が進展するなか、本町のケーブルテレビ情報通信基盤を活かした企業誘致、起業支援などを積極的に進めていく必要があると考えられます。

第3次産業就業者の全就業者に占める割合は、県平均が64.2%であるのに対して本町は49.4%と低いものとなっていますが、実質的に本町の地域経済を支えるのは第3次産業といえます。ただし、第3次産業は、公共サービスやその他サービス業が大きなウエイトを占め、小売・卸売業などの商業は、事業所数、年間販売額とも減少傾向にあり、厳しい状況となっています。

今後本町の第3次産業は、観光と連携させた振興を図ることが最も適切と思われることから、豊かな自然や史跡などの地域資源を生かすとともに、磐越自動車道とその連結する道路交通網、交流物産館「よりっせ」を中心とした道の駅にしあいづ、さゆり公園周辺施設などを効果的に連携し、ケーブルテレビ情報通信基盤を活用しながら、町の魅力を高め、誘客を図る必要があります。さらにはデジタル社会の実現に向けテレワークの推進、ECサイト(ネットショップ)の展開、各種「しごと」にデジタル技術を活用し経営等の効率化を図るなど、積極的に導入することにより、さらなる発展が期待できます。

今後の産業振興の方向としては各産業間の土地利用の調整を図りながら、農林業生産に必要な土地を確保する一方で、磐越自動車道の交通条件を生かして企業の立地を促進するとともに、豊かな自然や地場産品など地域資源を活かした新たな産業の創出を図ることが適切であると考えられます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口の推移をみると、人口のピークは昭和 30 年で、それ以降今日に至るまで 55 年以上も人口の減少が続き、現在もなお進行しています。減少傾向が特に厳しくなったのは、昭和 35 年から高度経済成長政策が実施されてからですが、以来昭和 50 年に至るまで国勢調査の時点ごとに対前対比 12%前後の人口の減少が続きました。昭和 55 年時点で対前対比 8.1%とようやく人口減少傾向に鈍化の兆しがみえてきたものの、昭和 35 年から令和 2 年までの 60 年間の人口減少は 68.4%、人数にして 12,474 人が減少しました。

人口減少の内訳を年齢階層別にみると、最も減少の激しいのが、0～14 歳の年少人口で 92.9%の減、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 75.1%の減少となっています。

一方、65 歳以上の高齢者人口は増加を続け 114.4%の増となっています。このため、総人口に占める高齢者人口の割合は昭和 35 年の 7.0%から令和 2 年には 47.1%という非常に高い比率になっています。町では、過疎化に加えて急速に進む高齢化という全国的な課題に対し、交流人口の拡大や移住定住事業などの対策を実施してきましたが、今後も少子高齢化は一層進むものと予測されています。

世帯数の推移については、昭和 35 年から令和 2 年の 60 年間に 26.4%の減少であり、人口の減少に比べるとかなり低い値を示しています。また、一世帯当たりの家族人数は、昭和 35 年の 5.7 人に対して、令和 2 年には 2.45 人となっており、この 60 年間に 3.25 人減少しています。また、65 歳以上の高齢者独居世帯は、昭和 60 年に 124 世帯であったものが、令和 2 年には 482 世帯、高齢者夫婦（夫、妻ともに 65 歳以上）のみの世帯は、昭和 60 年に 100 世帯であったものが、令和 2 年には 343 世帯となっています。

このように、本町では人口の高齢化が進行しており、後期高齢者数の増に伴い、高齢者世帯、高齢者独居世帯が増加しています。

昭和 35 年以降の国勢調査人口を年齢階層別にみると、年少人口と生産年齢人口は常に減少しており、高齢者人口割合は常に増加しています。過疎化の進行が若者層の流出という形で進んできたことの表れでもあります。このため若者層人口（15～29 歳）の占める割合は、昭和 35 年に 20.8%であったものが、令和 2 年には 8.1%と減少しています。

令和元年から令和 5 年まで 5 年間の人口動態をみると、社会動態では、転入 633 人、転出 859 人となっており、226 人の社会減となっています。一方自然動態は、出生が 117 人、死亡が 689 人で、572 人の自然減となっており、近年の人口減少の要因は、自然減の影響が大きくなっています。

若者層人口（15～29 歳）の推移をみると昭和 35 年を 100 とした場合、令和 2 年には、12.4 と総人口 31.6 より大幅に減少しています。このことは、本町の過疎化が若者層の減少を中心として進んできたことを表しており、コミュニティ活動をはじめ、農林業、工業、福祉などの担い手の確保など、様々な面に影響を及ぼしています。

今後は、「西会津町総合計画（第 5 次）」、「西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第

3期)」を基に、人口減少対策や移住・定住対策に取り組んでいくこととし、特に、若者に就業の機会が与えられるよう町内企業への支援や企業の誘致を図っていくとともに、結婚対策、子育て支援、地域産業の振興、道路交通網の整備による通勤圏の拡大、さらには生活環境の改善、コミュニティ施設の整備といった総合的な若者対策を推進していき、活力ある持続可能な地域社会を作っていく必要があります。

本町の令和2年度における総生産は203億7,300万円となっており、昭和55年度の1.71倍、昭和60年度の1.40倍となっています。

産業別の構成比率では、第1次産業が4.3%、第2次産業が29.7%、第3次産業が66.0%となっており、これを昭和55年度と比較した場合、第1次産業は15.6%に対して11.3ポイントの低下、第2次産業は41.2%に対して11.5ポイントの低下、第3次産業においては43.2%に対して22.8ポイントの上昇となっています。

令和2年度における県平均の産業別構成比率は、第1次産業が1.5%、第2次産業が34.1%、第3次産業が64.4%ですので、本町と比較すると第1次産業は2.8ポイント高く、第2次産業は4.4ポイント低く、第3次産業は1.6ポイント高くなっています。

町民一人当たりの豊かさを表す分配所得については、令和2年度で206万6,000円と、昭和60年より42.1%上昇していますが、県平均の74.9%となっています。

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位: 人、%)

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	11,490	10,122	△ 11.9	8,237	△ 18.6	6,582	△ 20.1	5,770	△ 12.3
0～14歳	2,038	1,614	△ 20.8	957	△ 40.7	567	△ 40.8	468	△ 17.5
15～64歳	7,615	6,028	△ 20.8	4,008	△ 33.5	3,143	△ 21.6	2,582	△ 17.8
うち15歳～ 29歳(a)	1,918	1,123	△ 41.4	793	△ 29.4	605	△ 23.7	469	△ 22.5
65歳以上 (b)	1,837	2,480	35.0	3,272	31.9	2,872	△ 12.2	2,718	△ 5.4
(a)/総数 若年者比率	16.7	11.1	—	9.6	—	9.2	—	8.1	—
(b)/総数 高齢者比率	16.0	24.5	—	39.7	—	43.6	—	47.1	—

表1-1(2) 将来人口の推計

(単位: 人、%)

	令和7年		令和12年		令和15年		令和17年		令和22年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総人口	5,093	—	4,471	—	4,247	—	3,912	—	3,398	—
内0～14歳 (年少人口)	393	7.7	335	7.5	304	7.2	258	6.6	210	6.2
内15～64歳 (生産人口)	2,148	42.2	1,778	39.8	1,707	40.2	1,600	40.9	1,369	40.3
内65歳以上 (老年人口)	2,552	50.1	2,358	52.7	2,236	52.6	2,054	52.5	1,819	53.5

(3) 行財政の状況

① 行政

社会の変化とともに住民の行政ニーズは多様化し、行政事務も複雑多岐にわたってきています。町の行政組織は、昭和36年の第1次事務改善で本格的な検討を加えて以来、庁内事務改善委員会を中心として時代に適合した行政組織づくりのため、検討改善を行ってきました。令和7年4月1日時点の組織は10課1室2委員会1事務局で構成されており、職員数は123人（再任用含まない）と住民44人に1人の割合となっています。

市町村合併が推進される中、町では、平成16年9月の「西会津町自立宣言」により合併しない独自の町づくりを進めることになりました。ますます地方を取巻く環境が厳しさを増す中、複雑多様化する行政ニーズに対応するためにも、徹底した事務事業や行政組織の見直しを行っていく必要があります。令和3年度にはデジタル変革に対応するためデジタル戦略室を設置するなど、国の動向にいち早く対応するため、適切な行政組織の見直しを行っています。

広域行政については、道路網の整備や交通手段の発達によって、日常生活圏域はますます拡大する傾向にあり、これに伴う行政需要に対しては、圏域市町村の連携をさらに深める必要があることから、本町、喜多方市、北塩原村の3市町村で、医療・福祉や生活環境、産業振興などのさまざまな分野において、相互に役割を分担し連携を図りながら圏域全体の活性化を図るための「喜多方地方定住自立圏の形成に関する協定書」を平成29年6月に締結しました。11月には「喜多方地方定住自立圏共生ビジョン」を策定、令和4年には第2期として令和8年度までのビジョンを策定しています。さらには、全会津的な視点にたった広域行政も推進していかなければなりません。

② 財政

自主財源の少ない本町の財政運営は、健全財政を基本としていかに少ない経費で最大の行政効果をあげることができるかが、大きな課題となっています。住民のニーズが複雑多様化し、行政需要が増大するなかで健全財政を堅持し、しかも、適正な行政水準を確保するために長期的な視点に立った計画行政を推進しています。

また、財政の構造が経済の変動や行政内容の変化に対応し得るような、弾力性のある財政運営に努めています。

令和元年度から令和5年度までの5年間の一般会計歳入歳出それぞれの対前年度増減の平均をみると、歳入が4.0%、歳出が3.8%の増加となっています。

また、町税の歳入に占める割合は、5年間平均で8.3%と、財源のほとんどを国、県に依存しなければならない財政構造となっています。さらに令和2年度の財政力指数をみると0.21と非常に低く、自主財源が少ないことを示しています。

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、地方交付税の大幅な減額や町税の減収

などにより、令和2年度は88.6%となっています。また、実質公債費比率は令和2年度決算で12.8%となっています。

今後、生活環境の改善や福祉の向上を図るためにも、公共施設の整備を促進し、その水準を引き上げることはもちろんのこと、限られた財源であることから、財政状況を常に把握し硬直化を招かないよう、今後とも財政の弾力性確保につとめていく必要があります。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	6,081,777	6,638,776	8,125,739
一般財源	3,823,632	3,756,353	4,047,845
国庫支出金	701,762	419,812	1,283,766
都道府県支出金	385,139	641,066	461,644
地方債	639,100	745,900	962,700
うち過疎債	323,700	249,300	322,700
その他	532,144	1,075,645	1,369,784
歳出総額 B	5,871,329	6,355,116	7,859,522
義務的経費	2,164,625	2,038,632	2,292,716
投資的経費	990,973	1,207,411	1,339,997
うち普通建設事業	971,461	1,139,767	1,210,017
その他	2,715,731	3,109,073	4,226,809
過疎対策事業費	(972,701)	(1,539,361)	(1,192,161)
歳入歳出差引額 C(A-B)	210,448	283,660	266,217
翌年度へ繰越すべき財源 D	42,364	73,135	24,247
実質収支 C-D	168,084	210,525	241,970
財政力指数	0.21	0.20	0.21
公債費負担比率	16.0	15.3	15.8
実質公債費比率	-	11.4	12.8
起債制限比率	8.9	-	-
経常収支比率	84.3	81.7	88.6
将来負担比率	-	-	-
地方債現在高	6,735,170	7,233,856	7,594,817

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率(%)	9.09	25.74	32.10	33.90	35.07
舗装率(%)	6.91	28.68	36.90	39.60	40.12
農 道					
延 長(m)				9,677	9,677
耕地1ha当たり農道延長(m)	18.92	41.32	42.62	42.35	-
林 道					
延 長(m)					103,205
林野1ha当たり林道延長(m)	5.51	5.61	6.56	6.41	-
水道普及率(%)	42.00	58.68	74.05	75.10	77.40
水洗化率(%)	-	0.87	54.24	71.30	82.70
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	-	-	-	-	-

(4) 過疎地域の持続的発展の基本方針

本町は、長期にわたる人口流出がつづき、他地域よりも早く高齢化社会が到来しました。このため早くから保健・医療・福祉の連携に取り組んできており、一定の成果を上げています。しかし人口の減少に歯止めはかからず、山間部の地域の中には、地区のほとんどが高齢者となってしまう、集落機能の維持が困難な地域がみられます。

地域の振興を図っていくためには、次代を担う若者層の定住が不可欠となっており、そのための施策を、引き続き取り組んでいく必要があります。

公共施設の整備については、これまでも多くの財源を投入し整備水準の向上に努めてきたところですが、今後も生活関連基盤整備を進めていく必要があります。

このような状況をふまえ、本町では町内にある「自然や風土」「歴史・文化遺産」などの豊富な「資源」やこれまで培ってきた「人材」などを活かすとともに、町が実施してきた子育て支援対策や産業振興対策、観光振興や交流・定住人口の拡大のための施策を一過性のものでなく持続継続して取り組み、それぞれの「活力」を高めながら、本町の人材や資源を最大限活かすことにより、若者の定住をはじめ、こどもから高齢者までが元気で、いきいきとして暮らせる、活力ある地域社会の形成を目指すことを目的に、「西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）」を策定したところであります。

今後は総合戦略の着実で円滑な推進を図るとともに、情報化社会の進展や産業構造の変化など社会経済情勢の変化に適確に対応しながら、地域経済の活性化や、快適で暮らしやすい環境づくりを進め、持続可能な地域社会を形成するため、次の各事項を重要施策と位置づけ、地域振興を図っていくものとします。

① 共育の架け橋、明日へのまちづくり

地域が一体となった子育て支援体制の充実により、まち全体での協育環境づくりに努めます。健康な体や豊かな心、確かな学力を育み、未来を拓く子ども達の教育を大事にします。主体的な生涯学習活動を支援し、町民一人ひとりの学びが共育につながる環境整備に努めます。誰もがいつでも、身近にスポーツに親しめる環境を整備し、地域住民同士がつながりあうことを大切にします。地域の歴史を大切に継承しながら、新たな町の文化の創造を目指します。様々な教育が架け橋となって未来のひと・まちづくりを目指します。

[具体的な取組]

- 新たな保育サービスの整備、幼児教育の推進、各種子育て支援、子どもの交流機会創出
- 学校教育の充実、学校・家庭・地域の連携、西会津高校及び町内在住高校生の支援
- 各種講座・教室の開催、学校と連携した学びの場の創出、発表と交流の場の創出、生涯学習活動施設・機能の整備に向けた検討、図書館利用の促進
- スポーツ環境の整備、スポーツ団体等支援、競技力向上のための支援
- 歴史・文化等の周知、歴史資料の保存・活用、芸術文化の振興

② 地域資源を誇り・繋ぎ・育てるまちづくり

西会津町には、先人たちが築き上げてきた農業・林業・伝統工芸・観光など、かけがえのない地域産業があります。

私たちはこれらを単なる「仕事」としてではなく、地域の誇りとして受け止め、その価値を知り、伝え、次の世代に繋いでいくことを使命としています。

環境の変化や人口減少の時代にあっても、地域の知恵と技術、そして人の想いを大切にしながら、地域産業を守り育てる持続可能なまちづくりを、住民一人ひとりの手で進めていきます。

[具体的な取組]

- 担い手の確保・育成、農地・森林の有効利用、農林業経営の改善、農林産物の産地化等、有害鳥獣対策の強化
- 町内産業の振興・商店街等の活性化と事業承継・創業支援、新たな製品とサービス開発支援、経営支援
- 観光資源の発掘と磨き上げ、交流人口・関係人口の拡大、情報発信強化、広域連携
- 住環境の整備、仕事づくり、定住の促進

③ 健康で生涯いきいきと暮らせる多様性のまちづくり

町民みんなが心身ともに健康で、生きがいを持ちながら安心して生活できる環境づくりを進めます。世代や地域を超えた交流を促進し、互いに尊重し助け合える、つながりがある町を目指します。

[具体的な取組]

- からだの健康、こころの健康、つながりの健康
- 診療所の充実、関係機関との連携
- 高齢者福祉の推進、高齢者の生きがい対策
- 障がい者福祉の推進、地域の支援体制、男女共同参画社会の推進
- 各集落への巡回・見守り、集落支援事業の取り組み、集落活性化の取り組み支援、集落に暮らす人の元気づくり・交流の場づくり支援、大学・企業等との交流事業

④ 暮らしを守り、明日を彩るまちづくり

人口減少や気候変動、高齢化の進行といった社会的課題に直面しながらも、町民が日々の暮らしに安心と誇りを持てるまちづくりを追求します。

特に、雪と共に生きる地域の特性を踏まえた雪対策、老朽化が進む生活・公共インフラの計画的な更新、進展するデジタル社会への対応、災害に強いまちづくり、そして豊かな自然環境の保全は、町の持続可能な未来を築くために不可欠な取り組みです。

こうした取り組みを進めることによって、明日をより良く（明るく）彩っていきま

す。

[具体的な取組]

- 道路除雪、住宅周りの除排雪、雪利用
- 町公共交通の整備、その他公共交通機関への要望、町道の改良と修繕、水道（下水道）施設の適切な維持管理、上・下水道の加入促進
- 情報発信の強化、デジタル変革の促進、ICT教育の推進、情報通信基盤の整備
- 防火・防災啓発活動の強化、消防防災組織の強化、消防施設・設備の充実、防犯・交通安全対策
- 環境啓発活動、ごみ減量と不法投棄防止の推進、温室効果ガス排出削減対策、公園などの管理、放射線量の管理

⑤ 共生・協創・自主・自立 多彩に輝くまちづくり

人々や自然が調和し、助け合いながら暮らし（共生）、町民・議会・行政のそれぞれが地域課題を「我がこと」として、町の持続可能な未来を協働で創り出します。（協創）

誰もが目標に向かって主体的に考え、行動し、必要な支援を適切に活用しながら成長できる（自主・自立）まちを目指します。

自然や文化、町民による活動など、町にある多彩な個性（魅力）が最大限に引き出され、人々が誇りを持って暮らすことができるまちづくりを推進します。

- 町民・議会・行政の意識改革の推進、情報共有の推進、町民が主体となった協働のまちづくりの推進、多様性のあるまちづくり、自治区との連携
- 効率的・効果的な行政の推進、健全な財政運営の推進、遊休財産の利活用、民間委託や広域行政の推進、信頼される職員
- 各地区の再生・活性化、地域経済・資源の循環、公共複合施設の整備検討、Well-being 指標を活用した政策運営

⑥ 計画の推進に向けて

町の最も基本となる条例として「西会津町まちづくり基本条例」を平成20年4月に施行しました。この条例は、自分たちの町のことは自分たちが決め、責任をもって運営していくという本来の自治（まちづくり）を行うことを目指して制定しており、「主役は町民」、「町民参加」、「情報の共有」、「協働」、「男女共同参画」を基本的な考え方としています。

また、この条例に基づく「西会津町総合計画（第5次）」を多くの町民参加のもとに策定し、「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」を基本に、協働によるまちづくりを進めていきます。

地方財政をとりまく環境は依然として厳しい状況にありますが、限られた財源のなかで多種多様にわたる行政需要に対応し、効率のよい施策を展開して行かなければなりません。

本町の最大の課題である「人口減少」と「少子高齢化」は、あらゆる分野で様々な影響

を及ぼしていることから、移住・定住をより一層推進するため、既存資源を有効に活用しながら公共施設の集約、商店街の活性化、子育て、観光誘客など「安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けた、中心エリア整備や、住環境の整備、新たな産業の創出によるしごとづくり、次世代を担う人材の育成と確保などの新たなまちづくりについても検討する必要があります。

このため、計画的行政をさらに推進し、過疎対策事業の重点選別化をしながら、住民の意向を踏まえ、効果的に行政水準の向上に努めていくものとします。

(5) 過疎地域の持続的発展のための基本目標

原則、以下の目標を令和 11 年度(2029 年度)までに単年度の実績で達成することとしますが、今後の評価・検証等により追加・修正する事業があることを想定し、本計画では 1 年の予備年を設けるものとします。

① 共育の架け橋、明日へのまちづくり

- ・出生数の目標を令和 7～10 年の平均値で 25 人とします。(令和 7 年(2025 年)21 名(令和 2～6 年の平均値))
- ・出前講座開催数の目標を 36 回とします。(令和 7 年(2025 年)34 回)
- ・さゆり公園スポーツ施設年間利用者数の目標を 42,397 人とします。(令和 7 年(2025 年)40,379 人)
- ・絵画、写真等の展示・発表を行った施設数の目標を 5 施設とします。(令和 7 年(2025 年) 5 施設)

② 地域資源を誇り・繋ぎ・育てるまちづくり

- ・特用林産物(菌床シイタケ)生産量の目標を 160t とします。(令和 7 年(2025)年 143t)
- ・事業所数及び従業員数の目標を以下とします。
事業所数：282 事業所(令和 7 年(2025 年)294 事業所)
従業員数：1,563 人(令和 7 年(2025 年)1,628 人)
※振興策により減少を 8%以内に抑える。
- ・観光入込客数の目標を 780,000 人とします。(令和 7 年(2025 年)718,954 人)
- ・西会津のある暮らし相談室等を通じた移住者数の目標を 100 人とします。
※目標年までのトータル件数
(令和 7 年(2025)年 116 人 (令和元～6 年の累計))

- ③ 健康で生涯いきいきと暮らせる多様性のまちづくり
- ・健康寿命の目標を令和 15 年（2033 年）に男性 85.71 歳、女性 89.25 歳とします。
（令和 7 年（2025 年）男性 83.71 歳、女性 87.25 歳）
 - ・医療系学生の受入れ（研修・視察）人数の目標を 45 人とします。（令和 7 年（2025 年）40 人）
 - ・高齢者の生きがい対策として「活動サロン数」の目標を 44 箇所とします。（令和 7 年（2025 年）44 箇所）※サロン数を維持する
 - ・高齢者等あんしん見守りネットワーク協力事業所数の目標を 70 事業所とします。（令和 7 年（2025 年）66 事業所）
 - ・地域づくりの活性化によるコミュニティの醸成のため、活力ある地域づくり支援事業の取組み件数の目標を 3 件とします。（令和 7 年（2025 年）1 件）
- ④ 暮らしを守り、明日を彩るまちづくり
- ・雪国まつり来場者数の目標を 3,300 人とします。（令和 7 年（2025 年）3,600 人）
 - ・定時定路線・デマンドバス・町内循環線利用者数の目標を 25,200 人とします。（令和 7 年（2025 年）26,000 人）
※人口減少が進む中でも現状程度の利用者数を維持する。
 - ・水道加入率の目標を 92.9%とします。（令和 7 年（2025 年）90.4%）
 - ・下水道加入率の目標を 76.6%とします。（令和 7 年（2025 年）71.2%）
 - ・オンラインで手続き可能な項目数の目標を 20 とします（令和 7 年（2025 年）12）
 - ・自主防災組織数の目標を 22 団体とします。（令和 7 年（2025 年）18 団体）
- ⑤ 共生・協創・自主・自立 多彩に輝くまちづくり
- ・西会津町幸福度調査アンケートにおける「まちづくりに積極的に参加したい（している）」割合の目標を 35%とします。（令和 7 年（2025 年）27.4%）
 - ・未活用遊休施設数を 7 施設とします。（令和 7 年（2025 年）7 施設）
 - ・地区の再生・活性化のために活動する団体数の目標を 3 とします。（令和 7 年（2025 年）1）

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

本過疎地域持続的発展計画は、令和 12 年度までの目標達成としているため、令和 12 年度終了時点で町職員と町民で組織した検討委員会で評価検証し、最終的に町議会への報告を行います。

また、定期的にOODAループ〔観察 (Observe)、状況判断 (Orient)、決心 (Decide)、

行動（Action）]により事業の進捗状況を見極め、適切に事業を実施していき、最終的にPDCAサイクル（策定(Plan)、推進(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action)）により、実効性を高めていくこととします。

（7）計画期間

本過疎地域持続的発展計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理に関する基本的な考え方（全体に関する基本方針）

① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

人口減少や財政の縮小など、社会の動きが拡大から縮小に向かうなかで、将来にわたり必要な行政サービスを提供するためには、サービスの質や量、公共施設等に要する費用などあらゆる角度から検討を行い、本町の「身の丈にあった公共施設等の維持管理へ」と見直しを進める必要があります。

② 施設保有量の最適化

未利用施設を含めた全公共施設等を今後同規模で維持すると仮定した場合、更新（建替え・大規模改修）にかかる財源が明らかに不足する結果となったことから、公共施設等の総量縮減は必要不可欠であります。

そのため、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量をあらゆる角度から検討し、普通財産などの遊休施設において、活用見込みが無く、老朽化が著しい施設については除却（解体撤去）等を進めるとともに、社会環境の変化や町民ニーズに対応した施設への転換を図ることも重要であります。

③ 計画的な修繕による長寿命化

社会資本施設（道路、橋りょう、道路附属物、水道、下水道、公営住宅等）をはじめとした今後も継続して使用する公共施設については、これまで不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な修繕を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

上記の公共施設等総合管理計画と本計画との整合性については、町が将来にわたり必要な行政サービスを提供するために、過度に公共投資を実施するのではなく、既存施設の有効活用又は老朽化施設等の除却を検討するなど、今ある資源をどう活用していくかを考え、社会環境の変化や町民ニーズに対応した施設への転換を図るなどの面で一致しており、本計画内全ての公共施設等の整備事業は、公共施設等総合管理計画と適合しています。

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 人口の推移と移住・定住

本町の人口の推移は、昭和 25 年の 19,611 人をピークに高度経済成長期の昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて転出等により著しく減少し、現在まで減少傾向が続いています。町の将来人口の推計では、平成 27 年には 6,582 人であった人口は、令和 7 年には 5,093 人、さらにその 15 年後の令和 22 年には 3,398 人にまで減少することが予想されています。

町の人口減少の主な要因は、死亡による自然減ですが、転入転出者の増減では、令和元年から令和 5 年までの 5 年間では、転入者数が 633 人に対し、転出者数が 859 人と 226 人の減少となっており、いかに人口の流出に歯止めをかけ、転入者を増やしていくかが町の大きな課題となっています。

本町では、こうした現状を把握し改善していくため、西会津町総合計画（第 4 次）を策定し、移住・定住者の増加に取り組んでいます。近年では町営住宅や民間アパートの空きがほとんど無く町内に住みたくても住めない現状を改善するため、町営の単身者世帯向け住宅や、空き家を活用した賃貸住宅の整備を行いました。

今後は、さらなる移住・定住を促進するため、西会津町総合計画（第 5 次）に則り事業を展開していく必要があります。

② 地域間交流

地域の魅力と活力を高めるためには、地域の資源を積極的に活用する必要があります。また地域の情報を全国に向け発信し、独自性ある町づくりを進めていく必要があります。そして、このような、取り組みを広げ、アピールしていくためには、地理的条件や気候風土を一つにする市町村が広域的連携を図りながら互いに分担、補完しつつ一体となって活動していくことが重要です。

また、移動手段の多様化やグローバル化の進展により、他の地域との交流が拡大しており、沖縄県大宜味村や同県宮古島市、いわき市をはじめ、他の地域や農村との交流を通じ、多くの人たちに本町を理解してもらおうとともに、町民自らも異なった文化や価値観と出会うことによって地域への認識を深めていくことができます。

町では、平成 30 年 11 月に沖縄県大宜味村と健康づくりや児童・生徒の人的交流、観光物産交流などの幅広い分野で広く交流することを目的に「結」交流協定を締結しました。さらには、平成 31 年 3 月に広野町、平田村、西会津町の 3 町村で教育・文化・産業など幅広い分野での連携や、イベントの交流人口の拡大などで協力体制を強化するため、友好交流協定を締結しました。

今後は、イベントの実施などの交流事業をさらに展開していくことにより交流人口を拡大し、それを町づくりに活かしていくことが必要です。

③ 人材の確保・育成

少子高齢化に伴い多くの地区で持続可能な地域づくりや地域活性化を促すための対策が急務であり、そのためにはその地区に住む人材を確保・育成していく必要があります。

本町では、持続可能な地域づくりのため、地域おこし協力隊制度を活用し、首都圏等からの移住者による新しい発想で地域の活性化や「日本の田舎」特有の魅力を発信し、交流人口の拡大等に取り組んでいます。

今後は、地域の魅力を伝え、コーディネーターの役割を担うキーパーソンの発掘・育成が重要であり、さらには移住者が地域に受け入れやすい環境づくりが重要です。

(2) その対策

① 人口の推移と移住・定住

移住・定住・地域間交流を促進するには、移住定住促進事業をさらに推進し「人が人を呼ぶ」移住の仕組みづくりを構築するとともに、移住・定住の基盤となる住環境の整備と創業・起業支援などを総合的に進める必要があります。

移住定住促進事業では、令和12年度までに移住相談窓口を通じた移住者数125件を達成することを目標とします。

また、町単独での取り組みだけでなく、喜多方地方定住自立圏内の共同取り組み事業として、都内での移住イベントへの参加など、一層の移住・定住促進を図ります。

② 地域間交流

高速道路の発展により時間的距離が短縮されてきたことから首都圏の都市との交流を積極的に推進するとともに、地理的、歴史的に関係の深い県内外の隣接市町村との連携交流を深めていき、新しい町づくりに活かしていくことを目指します。

「人の往来のないところに文化は生まれない」「人は文化を運んで来る」と言われています。交流によって地域がさまざまな面で刺激を受けたり、地域の姿を人から人へ直接伝えられることは、非常に意義深いものです。

他地域との交流は、人と物の交流とともに、特産品の販売や人材の育成、観光などへ大きな効果をもたらすといった地域活性化を促進する要因があり、町づくりに与えるインパクトは大きいいため、積極的に方策を展開していきます。

また、現在沖縄県大宜味村、同県宮古島市、いわき市、東京都世田谷区、横浜市鶴見区、埼玉県三郷市、浜・中・会津友好交流協定を締結した広野町、平田村などと進めている交

流について引き続き実施していきます。

③ 人材の確保・育成

環境の異なる地域との交流を図り、心豊かな人材の育成を推進します。また、持続可能な地域づくり及び地域活性化を促すため、地域の魅力を伝え、コーディネーターの役割を担うキーパーソンの発掘・育成を進めるなど、移住者が地域に溶け込みやすい環境づくりを推進する必要があります。

引き続き地域おこし協力隊制度を活用し交流人口の拡大と地域の魅力発信を行い、さらには地域の集落を訪問する若年者など、地域外の人を呼び込む取組や地域おこし協力隊員の活動支援を推進します。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(1)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	移住・定住促進事業 <u>事業内容</u> 移住・定住総合支援センターを設置し、移住希望者に対し様々な行政サービスの案内や無料職業相談所による職の斡旋などにより、質の高い移住支援及び情報発信を行い、移住・定住者の増加を促進する。 また、町でお試し移住住宅を運営し、移住希望者に町内の生活を疑似体験していただくことにより、より安心して移住できるよう図る。 <u>事業の必要性</u> 近年、大都市から地方への移住者が増加する中で、移住・定住の窓口として必要である。 <u>見込まれる事業効果</u> 移住・定住者の増加により町の活性化が期待できる。	西会津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、お試し移住住宅について、具体的な記載はありませんが、公営住宅の項目では、施設の定期的な点検を行い、計画的な修繕・改修を行うとともに、予防保全的な維持管理に努め施設の長寿命化を図ることとしており、既存施設の有効活用と長寿命化を図る点で一致しています。

また地域間交流では、公共施設等総合管理計画において該当となる施設はありません。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

社会的、経済的諸情勢の急速な変化の中にあつて、農業の姿は大きな変化を余儀なくされています。

過疎地域振興特別措置法が制定された昭和45年当時は、市町村所得推計による本町の農業総生産額は12億800万円で、第1位の建設業(17億4,600万円)について第2位の位置を占めていましたが、令和2年の町内総生産額では、製造業がトップで、公務が第2位、農業は第10位という状況となっています。また、農業総生産額は7億3,600万円で昭和45年を100とした場合、60.9となっています。この結果、町内総生産額に対する農業総生産額は、昭和45年の34.9%から、令和2年には3.6%にまでその割合を低下してしまいました。このように、産業全体の中で生産額と所得の面から農業の占める位置は年々低下しており、農業の活性化を図る視点からも、生産額の向上が課題となっています。

次に農家数の動向をみると、昭和45年には2,080戸であったのに対して、令和2年には、646戸となり、この50年間に1,434戸(68.9%)の減少となっています。また、農業就業者については、昭和45年には、4,215人でしたが、令和2年には456人となり、3,759人(89.2%)の減少となっています。さらに、総世帯数に占める農家数の割合も、昭和45年の66.6%に対し、令和2年には25.5%に低下しています。

本町は日本海型気候で特別豪雪地帯に属し、山林原野が多く面積を占め一部の平坦地域を除いては耕地も散在していることから、耕地条件には恵まれておらず、耕地率は4.1%と極めて低く、農業経営は稲作に依存の農家が多い状況です。しかし、本町の気候は、年間日照時間が比較的長い点や気温の日較差が大きい点など、付加価値の高い農作物を生産する条件には恵まれています。この条件をいかに利用し、農業の活性化と振興に結びつけていくかが、今後の課題となっています。

本町の多くの集落は、傾斜地が多いなどの立地特性から農業生産活動を通じ国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮しています。しかしながら、担い手の高齢化、減少や後継者不足等による農道・水路などの農業用施設の維持管理などの課題や遊休農地が増加することによる地域の多面的機能の低下が懸念されています。

近年、サル・クマ・イノシシなどの鳥獣による農作物被害が拡大しています。生産者の高齢化が進むなか、追い払いなどの対策を講じることができない集落も多いことから、早急な対策が必要です。

企業の立地などによる就業構造の変化によって今後も農家の兼業化が進むとともに、現在の農家人口の高齢化はさらに進行していくものと思われます。しかし、本町の地域特性

を活かしながら、活力と魅力に満ちた個性ある地域農業の振興を図るためには、稲作依存の経営から、地域にあった作物の選定と良品良質化による産地化が重要となっています。そのため、消費者の安全・安心志向にあった付加価値の高い農産物の生産による農業振興を目指しています。今後は新たな販売ルートの確立や、「西会津の農産物」の流通の拡大とブランド化の推進、冬期間の生産体制の整備による生産の拡大が課題となっています。また、経営近代化施設の整備や農作業の受委託や利用権設定を通じた農地の集積化を進めるとともに、地域農業の担い手として、経営感覚に優れ、意欲的な中核農家の育成や集落営農の推進を図ることが課題となっています。

② 林業

本町は、町土の85.0%を占める25,360haもの豊富な森林資源を有していますが、急峻な山岳が多いうえ特別豪雪地帯であること、所有者の管理意欲の低下や不在地主の増加などから、効率的な活用がされていない状況にあり、利用伐期を迎えた森林が放置され、荒廃が進んでいます。その上、本町の森林資源は全体的に広葉樹が多いことから、用材等の林業生産額は他地域と比較し低い状況となっています。

森林の所有形態は、民有林が79.9%、国有林が20.1%となっています。民有林における人工林率は19.7%で、県平均の36.3%よりもかなり低くなっています。

一方、林業生産基盤である林道は、各種事業を導入し計画的に林道整備が推進されており、着実に整備が進んでいます。

しかしながら木材価格の低迷が長く続いており、林業を取りまく環境はなお厳しさを増しています。さらに、林業従事者の高齢化も進んでおり、林業の担い手確保を含め、林家の生産意欲を高める方策が期待されています。また、森林は、治山、治水、自然環境の保全などの国土保全の側面も合わせ持っていることから、持続可能な振興等を図っていくことが重要となっています。

本地域は「会津桐」の生産地であり、これら地域資源をはじめとした豊富な森林資源の利活用を生かした地場産業の振興を図っていく必要があります。

一方、特用林産物としての「きのこ」は、平成13年度に菌床しいたけ生産振興会を立ち上げ、さらに平成23年度には農事組合法人を組織し、菌床しいたけの本格栽培に入っています。近年では、全国的な品評会で金賞を受賞する生産者が育ち、新たな雇用を創出するなど、安定した経営が出来るようになってきています。

今後は、生産者の経営意識の改善と労働環境の整備を図り、原木栽培を合わせた「きのこ」の更なる振興を図るとともに、菌床きのこ類の大規模産地化を目指していく必要があります。

③ 地場産業の振興

本町の伝統的地場産業は、酒の醸造や桐製品の木材加工など数事業所で、規模も零細となっています。

農林産物については、付加価値を高めて売り出すことが地場産業の振興を図るうえで緊急の課題となっています。このため、地域資源活用総合交流物産館や地域連携販売力強化施設を整備し、農林産物や加工品、地場産品の販路拡大を図ろうとしていますが、さらに戦略的な製品流通体制の確立が必要となっています。また、磐越自動車道やケーブルテレビ情報通信基盤をもつ本町の利点を最大限活用し、観光と連携した地場産業の振興を図っていくことが重要です。

また、経営基盤強化への育成指導や後継者対策を図るほか、現在埋もれている地域資源の発掘やその製品化による新たな地場産業の創造も重要な課題です。

④ 企業誘致

本町の工業は、令和2年の工業統計調査によると、事業所数が16、従業員数が489人、製造品出荷額等は56億6,025万円となっていますが、ピーク時の平成元年の1,176人と比べると約58.4%も減少しています。従業員数の減少は、平成7年の生産年齢人口(15～64歳)が5,470人でありましたが、令和2年には2,582人となり、大幅に減少していることが大きな要因と考えられます。

工業の内訳をみてみると、従業員30人未満の小規模事業所が10と全事業所の62.5%となっています。さらに、従業員一人当たり製造品出荷額等については、県平均が3,071万円であるのに対し、本町は1,376万円と県平均の約44.8%にとどまっています。これは、昭和40年代前半から進出してきた企業のほとんどが繊維や機械器具の零細な下請工場が多かったためと考えられます。工業団地を造成した昭和63年頃からは、比較的規模の大きな企業が立地したことにより、従業員一人当たりの製造品出荷額等が、令和3年には約44.8%と徐々にその差は縮まっていますが、しかし、県平均レベルとはまだ開きがあり、その差を縮めていく観点からも引き続き既存企業の生産性向上が課題となっています。

若者の定住を促進する上で、就業機会の確保を図ることは必要不可欠の条件であることから、経済変動に強く雇用条件が良く、若者に魅力のある優良な企業を誘致し、雇用の場を創出していくことが重要です。また、磐越自動車道によって、物流が容易であることから、その利点をいかに効率的に活用できるかが工業振興の大きな鍵となっています。

⑤ 起業の促進

情報化社会に対応するため、本町ではケーブルテレビをその核として整備し、ICTの町づくりを推進しています。このためケーブルテレビの双方向機能を活用し、従来のテレビ放送に加え、ケーブルテレビインターネットサービスを開始したほか、町内全域に光ファイバーを敷設し情報インフラの整備を行いました。インターネット環境の進展やDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進により、新たな事業創出の基盤が整った現在、大学や首都圏企業との連携・共創を強化し、地域経済の活性化や産業振興に向けた具体的かつ実効性の高い取り組みを進めることが重要な課題となっています。

⑥ 商業

本町の商業は、令和3年の経済センサスによると、卸売業、小売業あわせて商店数は74、従業者数は289人となっています。年間販売額は、卸売業が3,200万円、小売業が40億9,900万円となっています。平成28年と比較し、卸売業は3億2,700万円(91.1%)、小売業は6億5,800万円(13.9%)と卸売業の大幅な減少となり、厳しい状況が続いています。

また、小売業における商店一店当たりの従業者数は4.1人となっており、県平均の7.5人と比較するとかなり少なく小規模経営が多い状況です。

この低迷の大きな要因としては、地域人口の減少、町民所得の伸び悩みに加えて、生活圏と商業圏の拡大によって消費者が町外へ流出しているためと考えられます。特に商店街では空き店舗の増加が課題となっています。

磐越自動車道によって、本町の消費者は都市機能を有する郡山、会津若松、新潟へ吸引される傾向にあるため、消費者の志向にあわせた品揃えや、楽しみながら買い物ができる仕組みづくり、また、購買力の拡大を図るため観光との連携を強めることや、魅力ある商店街づくりが喫緊の課題となっています。

⑦ 観光

本町には、年間10万人を超える参拝客がある大山祇神社をはじめとして、如法寺鳥追観音などの数々の名所旧跡があるほか、磐梯朝日国立公園の飯豊山、越後三山只見国定公園（現在の只見柳津県立自然公園が編入される予定）の銚子の口などの豊かな自然や、縄文遺跡といった先史遺産に恵まれています。平成16年に開所した道の駅にしあいつは、現在約52万人近くの利用客がありますが、まちなかへの波及効果は少ないのが現状です。また、交通機関の発達により、ほとんどが日帰りの通過型の観光となっており、滞在型観光ルートの開発が課題となっています。

近年は、観光ニーズも変わり新たな視点での観光開発が求められています。従来の団体での「見る観光」から、個人や小グループでの参加・体験型に変化してきています。さらに観光は、グリーンツーリズムやヘルスツーリズムなどのニューツーリズムや教育旅行での農業体験・田舎暮らし体験などの需要が高まってきており、本町の有する豊かな自然は観光資源として新たな評価を受けつつあります。

こうした観光資源の発掘によって多くの人々が町を訪れ滞在していくことは、本町のイメージアップにつながるだけでなく、地域内の他産業への波及効果も大きく、地域へ新たな活力を与え地域を潤す効果が期待されています。

また、こうした多様化するニーズに対応した観光資源の発掘と施設の整備が課題となっています。今後は、隣接市町村との広域的な連携によって、観光の振興を図っていく必要があります。

⑧ 公園整備

本町の公園は、総合運動公園として整備されたさゆり公園のほか、森林を保健休養の場とした雷山生活環境保全林、近年のアウトドア志向に対応したオートキャンプ場（さゆりオートパーク）があります。これらは、スポーツ、レジャー、交流の拠点、憩いの場などとして町民はもとより町外の人からも利用されています。

さゆり公園は、その規模、内容からいっても近隣地域に類を見ない総合スポーツエリアであるため、一層の利用促進を図り、地域活性化に結びつけていく必要があります。

町では、平成 29 年度に野沢の中心地に、町民の憩いの場の創出や、道の駅からの観光客をまちなかに誘客するなどを目的として、「たかはし桜公園」や「野澤宿ポケットパーク施設」を整備してきましたが、町民が身近に散歩ができる小規模なまちなか公園が依然少ないのが実態です。

なお、温泉施設については、これまで 30 年余りにわたり良質な温泉を供給してきた第一源泉に代わる新たな源泉の掘削工事に着手し、以降、動力ポンプ等の設置工事や配管更新工事を進め、良質な泉質をそのままに第二源泉として温泉を再開することができました。今後も、町民の健康と福祉の向上の他、町の活性化の拠点施設として活用を図っていきます。

（２）その対策

磐越自動車道の開通によって、東北自動車道や北陸自動車道への連絡時間が大幅に短縮されました。現在、磐越自動車道の全線 4 車線化に向けた工事等が始まっており、更なる物流と交流の進展が期待されます。さらに、国道 400 号も整備が進み、隣接町村や地方中核都市又は大都市圏と緊密に結ばれました。これらの利点を町産業の振興に直接結びつくような対策を基本とし、次の諸事業を行っていくことで、令和 11 年度までに事業所数 282 事業所（従業員数 1,563 人）、観光客の入込客数 780,000 人、農業法人数 10 社、特用林産物 160 t の達成を目指します。

① 農業

農業を取り巻く諸情勢は、農業市場のグローバル化と消費者ニーズの多様化を背景に市場重視の米政策の転換期を迎えるなどますます厳しい状況となっています。そのような中、本町農業が産業全体に占める比重も年々低下しており、本町の農家率は令和 2 年時点で 27.5%と平成 27 年の 33.9%と比べ年々減少傾向にあります。引き続き基幹産業としての振興を図っていく必要があります。

農地の集積による経営規模の拡大、集団的な生産組織の育成やスマート農業技術などの導入による農業経営の改善を進め、作物の組み合わせによる複合経営への転換や集落営農組織の育成・法人化を支援し、農業生産の向上を図ります。また、新たな農業経営モデル

を検討し、GAP 認証などにより、農業の所得向上を目指していきます。

さらに、新たな農産物の導入やそれらの産地化・ブランド化と生産された農産物に付加価値を付ける加工に取り組み、農業の活性化を推進します。また、商品開発と販路拡大の支援による6次産業化の推進や風評払拭にも取り組みます。

水稲については、担い手を中心とした生産性の向上と効率化を図るため、経営近代化施設として産地生産基盤パワーアップ事業に取り組みとともに、引き続き用排水路等の生産基盤の整備や維持管理体制の見直しを図っていきます。

畑作は、水稲に野菜等をプラスした複合経営による振興を図るため、地域に合った作物の選定と良品良質化を中心に、作付面積の拡大と生産量の増加、品質向上を図ります。

また、「西会津の農産物」として、地域資源活用総合交流物産館「よりっせ」や地域連携販売力強化施設「ミネラル野菜の家」での販売のほか、学校給食や福祉施設へ供給するなど地産地消を図っていますが、消費者の安全・安心志向にあった農産物として、健康な土づくりによる栽培の推進や遊休農地を再生し、ほ場の施設化を図ることで収量・品質の改善を進めます。また、流通の拡大とブランド化を進めながら、認定農業者や若い担い手を中心とした生産組織の立ち上げや園芸ハウス整備事業（パイプハウス導入）に取り組みます。

中核的担い手の農家育成については、農用地の利用集積を推進し、経営規模の拡大を図るとともに、共同利用組織や農業協同組合、農業法人等による農作業受託体制の構築・整備等について検討を進めていきます。

新規就農者については、就農初期の経営の安定と基礎づくりとして新規就農者あんしんサポート事業に取り組みます。

有害鳥獣対策の強化については、鳥獣被害対策実施隊や、わな免許取得者の増員など捕獲体制の強化を図り、効果的な追い払いや電気柵の設置・管理方法等を広く周知し、地域と一体となって防除対策に取り組むとともに、集落の環境を確認しながら、餌となる樹木の計画的な整理を行い、有害鳥獣が近寄りにくい環境を整備します

農業公社については、農業者が安心して農業に取り組めるよう設置する組織であり、農地保全や農作業受託等に取り組み、地域の担い手と連携し又は役割を分担しながら、持続可能な町農業の実現を目指します。

② 林業

本町は、豊富な森林資源に恵まれていることから、これを有効活用するため「西会津町森林整備計画」に基づき、地域活性化の柱となるよう林業の振興を図っていきます。

林業経営の生産基盤の整備として、森林施業を円滑に行うため林道及び作業道の整備を計画的に推進します。良質な用材生産のために、町森林組合との受委託によって計画的に保育と造林を進め、新たな森林管理システムに対応した森林経営を推進します。

また本地域は、「会津桐」の生産地であることから、地場産業の育成としてもこの振興を

図っていきます。

豊富な広葉樹を活用した原木栽培による、しいたけ、なめこなどに加え、近年若い後継者を始めとした新規取り組みにより、その生産・販売額が著しく伸びている菌床特用林産物のさらなる生産拡大を図るため、菌床栽培ハウス等を整備します。

一方、森林は、木材や特用林産物の生産材としての経済的機能のほか、水源かん養、保健休養、自然環境の保全、さらには二酸化炭素などの吸収による地球温暖化防止といった公益的機能を有していることから、森林の保全及び適切な施業と自然保護に配慮した整備を図っていきます。

また、森林を活用した木質バイオマス燃料供給体制を構築し、林業による雇用機会の創出を目指します。

③ 地場産業

本町の地場産業は、醸造や木材加工など数事業所で、規模も零細となっていることから、町商工会など関係機関と連携し経営基盤の強化を図っていきます。

また、農林産物については、関係機関と連携しながら付加価値を高めるため、新しい特産品の開発を積極的に進めるとともに、地域資源活用総合交流物産館「よりっせ」や地域連携販売力強化施設「ミネラル野菜の家」などを活用して、観光と連携した物産振興を図ります。

更に、地場製品のブランド化と農林商工業の連携による新たな産業の振興を目指し、関係機関との連携のもと、新たな稼げる商品（製品）サービスを提供する仕組みの構築を目指します。

④ 企業誘致

本町の工業は、繊維、機械器具等といった製造業の下請け企業が大半を占めていますが、工業団地の造成と積極的な企業誘致により、比較的規模の大きな企業の立地は見られたものの、全体としては零細な企業が多い状況となっています。

若者の定住を図るには、地域における安定した就労の場の創出が必要であるとともに、定住人口の増加を図るうえからも、企業支援補助制度などにより町内の既存企業の成長を後押しし、地域資源を活用した産業の創出について検討を進めることが必要です。

このため、就労の場の創出のため、町内企業への支援や町の交通体系や情報通信網などの利点を活かし、各企業や関係機関に対し積極的に工業団地への誘致を進め、就業機会の拡大を図るとともに、若者定住住宅や町営住宅、定住促進住宅の利用促進を図り、若者層のUターンIターンを促進します。また、首都圏からの移住者についても積極的な受入れを図るための条件整備を進めます

⑤ 起業の促進

ケーブルテレビ情報通信基盤の整備により、距離的、時間的な条件を克服できる新たな就業形態としてテレワークセンターを設置しています。今後はテレワークなどに対応した新たな事業の創出や ICT 環境の整備等を積極的に推進していきます。

また、町民の慣れ親しんだ既存商店などの事業・技術の承継に加え、廃業となった商いの復活についても検討し、さらには近年増えつつある空き店舗などを活用した起業や、デジタル技術を活用した起業への支援を継続・強化していきます。

若年層が職を求めて町外に流出していることから、既存産業の振興や町の強みを生かした新たな産業の創出が求められています。高齢化、グローバル化、情報化など社会情勢に対応したテレワークやマルチワーカーなどが活動しやすい環境を提供するなど、多様な働き方を支援する「しごとづくり」を進めます。

⑥ 商業

本町の商業は、人口の減少や購買力の流出によって、一店舗当たりの年間販売額は低い状態にあるため、今後は地域全体の購買力を吸収でき、さらに町外からも広く消費者を集めることのできるような魅力ある商店街づくりを進めていきます。このため、道の駅を町の農林産物や特産品の販売、観光交流の拠点施設として、また、高速インター・国道49号からの玄関口として位置づけ、越後街道の宿場町やふるさと自慢館など、歴史、文化、観光と連携し、既存商店街との有機的な結びつき、回遊性をもたせるなど、商業機能の充実と商業の振興を図っていきます。

さらに、地元根付いた商店の事業・技術承継への支援や、空き店舗を活用した新規起業への支援を継続的かつ強力に推進します。

既存の商店等については、町商工会など関係機関とともに経営安定化のため、制度資金の拡充と利子補給補助などを実施していきます。

⑦ 観光

近年は、観光ニーズも変わり新たな視点での対応が求められていることから、今後は一層の情報収集と情報発信、そして受入れ体制の強化を図っていきます。本町には、会津霊地観光の拠点として「大山祇神社」「鳥追観音」がありますが、その地域資源に新たな付加価値をつけ、国内需要だけでなく、外国人観光客誘致（インバウンド）による新たな観光需要の創出を図るとともに、霊地観光連絡協議会構成町村と連携したイベントや体験・滞在型観光を推進します。

また、「にしあいつ観光交流協会」を中心として、観光分野のみならず、地域おこしや物産振興の取組みを推進していきます。

磐梯朝日国立公園の飯豊山については、飯豊山の持つ豊かな自然資源を生かした観光の推進を図ります。あわせて登山道の適正な管理を進めます。

総合運動公園の「さゆり公園」については、自然と調和した運動公園として、また町活性化の拠点施設として一層の利用拡大を図るとともに、適切な維持管理に努めていきます。また、温泉健康保養センターやオートキャンプ場など周辺施設については、町民のスポーツ振興、健康づくりをはじめ、さらに交流人口の拡大を図る拠点施設として利用されており、今後も施設整備の充実を図るとともに、既存の観光資源と組合わせた滞在型観光を目指し、集客を図っていきます。

グリーンツーリズムや教育旅行での農業体験・田舎暮らし体験などについては、近隣市町村と広域的な連携を図りながら交流人口の拡大を進めていきます。

町民や観光客が自然にふれあえる憩いの場として町内観光施設等の周辺森林に遊歩道や広場等を整備し、森林公園的な緑に親しむ空間を創造します。

町の魅力を多くの人に知ってもらい興味を持って来町していただけるよう、情報発信を強化し「交流人口・関係人口」の拡大を図ります。また、町民による情報発信やまちづくりへの参画機会の向上に向け、ケーブルテレビや広報紙、SNS などを通じて町民が町の魅力を改めて発見できる機会の創出に努めます。

⑧ 公園整備

生活水準の向上や余暇時間の増大から、スポーツレクリエーション活動や自然とのやすらぎを求める住民が多くなっています。こうした住民の要望に応えるため、さゆり公園周辺施設の整備充実を図ります。

また、さゆり公園には、ナイター施設のある野球場、多目的広場、屋内外プール、屋内体育館、屋内外のゲートボール場などがあり、近接して温泉施設や宿泊施設が整備されていますが、さらに多くの人々に親しまれるよう施設の適正な維持管理に努め、更なる町民の健康と福祉の向上、町の活性化につながる拠点施設の充実に努めます。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業用水利施設等更新事業	福島県	
	(3) 経営近代化 施設	園芸ハウス整備事業 (パイプハウス導入事業)	西会津町	
		集落型ライスセンター等整備事業	一般社団法人 農業法人等	
	(4) 地場産業の 振興 生産施設	菌床栽培用ハウス整備事業 (パイプハウス)	西会津町	
		菌床栽培用ハウス整備事業 (空調設備・断熱資材整備)	西会津町	
	(5) 企業誘致	テレワーク施設整備事業	西会津町	
	(7) 商業 その他	地域資源活用総合交流促進施設整備事業	西会津町	
	(9) 観光又はレ クリエーション	さゆり公園施設維持修繕事業 一式	西会津町	
		温泉健康保養センター整備事業	西会津町	
		温泉健康保養センター送迎バス車両整備事業	西会津町	
	さゆり公園施設用小型除雪機械整備事業	西会津町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>第1次産業</p>	<p>新規就農者あんしんサポート事業</p> <p><u>事業内容</u> 新規就農者に対し就農初期の経営の安定と基礎づくりを支援する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 農業の振興において、農業を担う新たな人材の確保及び中核的役割を担う担い手農業者としての育成が必要となっている。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 若者等が安心して就農できる環境を整えることで、産業の振興や雇用の創出などの効果が期待できる。</p> <p>健康な土づくり事業</p> <p><u>事業内容</u> 健康な土づくりのための基本となる土壌診断等の支援を行い、安全・安心な農産物の生産振興と産地化を目指していく。</p> <p><u>事業の必要性</u> 稲作中心の農業経営から、園芸作物との複合経営による農業経営により農業経営の安定化を図り、町農業の振興を推進していく。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 消費者ニーズに合致した取り組みであり、市場からの要望が多くなってきている。新たな販路拡大により生産拡大と農業所得の向上が見込まれ、後継者の育成にも大きな効果が期待できる。</p> <p>農業公社運営支援事業</p> <p><u>事業内容</u> 本町の農林業が抱える課題解決に向けて設立した農業公社の運営支援を行う。</p> <p><u>事業の必要性</u> 本町の基幹産業である農林業が抱える担い手不足や遊休農地の増加、水利施設等管理の負担増加、多様な就農形態や冬期間の雇用確保などの様々な課題を対処するために、令和5年10月に(一財)西会津町農業公社を設立した。農業公社については、設立間もないことか</p>	<p>西会津町</p> <p>西会津町</p> <p>西会津町</p>	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	<p>ら、当面引き続き公社の運営を支援する必要があるため。</p> <p><u>見込まれる効果</u> 継続的に支援を行うことで公社が地域の仕事を担い、担い手不足の解消や、離農等による遊休農地の増加阻止、水利施設等管理による農業等の安定運営が図られるとともに、公社で従業員を採用することによる雇用機会の創出などの効果が見込まれる。</p> <p>町内企業支援事業</p> <p><u>事業内容</u> 町内企業（事業所）に対し、雇用対策を中心とした各種支援を行う。</p> <p><u>事業の必要性</u> 就労の場が減少している中、企業誘致とともに、町内の既存企業を支援することが重要となっている。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 町内企業の成長を後押しすることにより、産業の振興と就労の場の確保や定住の促進が期待できる。</p>	西会津町	

(4) 産業振興促進事項

1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興 促進区域	業種	計画期間	備考
西会津町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月 1日から 令和13年3月31日まで	

2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2)及び(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、園芸ハウス整備事業（パイプハウス導入事業）、菌床栽培用ハウス整備事業（パイプハウス導入事業・高性能断熱材整備事業）において、最終的に町民等へ所有権が移転となり町の施設では無くなるため、特段の記載はありません。

また、集落型ライスセンター整備事業に関しましては、団体への補助事業のため特段の

記載はありません。

さゆり公園施設をはじめとしたスポーツ施設については、町民の健康増進とスポーツの振興を図るための重要な施設としていますが、老朽化が進んでいる施設が多いことから、利用者数とコストのバランスを鑑みて、適切な経費と施設の在り方を検討することとしています。また都市公園におけるスポーツ施設は長寿命化計画に沿った施設の更新を行うとともに、必要に応じて公園の利用状況や安全性の向上にも配慮した長寿命化計画の見直しを検討することとしています。

温泉健康保養センターや銚子の口などのレクリエーション施設及び観光施設は、町の主要産業を支える重要な施設であることから、ライフサイクルコストの低減を目指し、計画的な維持管理・修繕により施設の長寿命化を図ることとしています。

以上により、既存施設の有効活用と長寿命化を図る点で一致しています。

3. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信設備等の整備及びデジタル戦略の推進

国では、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、これに向けた制度構築として、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）の全面的な見直しを進め、令和3年5月12日には、このIT基本法に替わるデジタル社会形成基本法などデジタル改革関連6法が可決、成立しました。

人口減少・超高齢社会において、デジタル技術が果たす役割は、地域が抱える様々な課題を解決するツールとしてますます期待が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これまでの暮らしや働き方を一変し、デジタル技術の活用がより一層必要となってきています。

本町ではこれまで、都市との情報格差是正や行政サービスの向上を図るためテレビやラジオの難視聴解消事業、携帯電話などの移動通信用鉄塔施設整備、ケーブルテレビ整備を進めてきました。また、非常時の通信確保のため、無線による情報網の整備として防災行政無線整備やケーブルテレビによる緊急文字情報設備の整備を進めてきました。

また、デジタル放送の開始に合わせケーブルテレビ網の光ケーブル化を行い、令和3年3月には、ケーブルテレビ情報通信基盤を活用した快適で便利な暮らしづくりをはじめ、地域経済の活性化、雇用の創出、移住促進、さらに教育、保健、医療、福祉分野などでのデジタル技術の活用による、町の将来像「未来を編む。幸せが広がる日本の田舎、西会津町。」の実現に向けて「西会津町デジタル戦略」を策定しています。

今後は、デジタル戦略を基に、町の基幹産業である農林業や商工業をはじめとする収益の安定化や担い手不足の解消、遊休農地の拡大による有害鳥獣被害の防止、道路や水路の維持などの集落活動など産業、暮らし、行政などあらゆる分野においてデジタル変革に取り組む、地域課題の解決や行政サービスの向上を図りながら、関係人口及び交流人口の拡大に取り組む必要があります。

ケーブルテレビ事業については、高精細放送への対応やインターネットサービスのさらなる充実など、施設・設備の整備やシステムの更新を進める必要があります。また、自主放送サービスの充実を図り、町民生活や近年多発する災害時に必要な情報を適切に提供することが求められています。

防災行政無線は、住民への情報伝達手段として設置しており、災害時や緊急時の連絡などに効果を発揮しています。今後も維持継続していくために長寿命化を図り、また一部難

聴地域の解消に努める必要があります。

行政情報システムについては、自治体の情報システムの標準化・共通化が進められ行政手続きのオンライン化に伴う業務プロセスの見直しや関連業務含めたシステム最適化に取り組んでいく必要があります。

（２）その対策

① 情報通信設備等の整備

ケーブルテレビ網の付加価値をさらに高めるため、放送サービスの高度化や医療、福祉、農業など各分野での更なる活用方法を検討していきます。

ケーブルテレビ情報通信基盤等を活用した人口減少・超高齢社会における快適で便利な暮らしづくりをはじめ、地域経済の活性化、雇用の創出、農林業の生産性・所得の向上、担い手の育成、さらに、教育、健康づくり、福祉分野などでのICT、ローカル5G等の活用を推進するとともに適切に情報通信基盤の整備を進めます。

また、住民に必要な情報を発信する防災行政無線の維持と難聴地域の解消に努め、住民への情報発信の充実を図ります。

② デジタル戦略の推進

本町では国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針等を基に令和3年3月に西会津町デジタル戦略を策定し、「しごとのDX」「くらしのDX」「行政のDX」など6つのビジョン（目指す社会像）を設け、以下の各分野でデジタル変革に取り組み持続可能なまちづくりを進めていきます。

1. しごとのDX

- ・有害鳥獣捕獲における情報集積連携
- ・ECサイト（ネットショップ）の運営
- ・ノウハウの蓄積とデータを利活用した農業の推進
- ・デジタル通貨導入による地域活性化の検討

2. 招致・もてなしのDX

- ・企業移転等受入れに向けた西会津町視察事業の展開
- ・多拠点居住、ワーケーションの推進
- ・オーダーメイドテレワーク環境の整備
- ・デジタル変革による観光振興

3. くらしのDX

- ・AIオンデマンドバス交通の導入
- ・防災、減災情報の発信力、備えの強化

- ・新型コロナウイルス感染予防対策
- ・冬期の安全で円滑な道路交通と安心な暮らしの確保
- 4. 学びのD X
 - ・デジタル教室の開催等
 - ・遠隔教育による生涯学習の推進
- 5. 行政のD X
 - ・業務の可視化、分析による事務事業、業務改善の推進
 - ・情報連携基盤の構築による町民と行政の情報連携
 - ・ノンストップ、オンライン手続きの導入テレワークの推進
- 6. 対話・コミュニケーションのD X
 - ・ケーブルテレビインターネット上位回線の倍速化
 - ・ケーブルテレビデータ放送を使ったサービスの拡充
 - ・W i - F i、5 G等情報通信環境の整備
 - ・広域連携

※上記はデジタル戦略の一部抜粋

③ 石高プロジェクト事業

本町の基幹産業である農業（稲作）において、最新のデジタル技術を応用しインターネットを活用した新たな販路の開拓のほか、天候不順や価格変動といったリスクを事業の応援者や消費者と共有し安定的な農業経営の実現を目指すとともに、事業推進による関係人口や交流人口の拡大など、地域全体の持続的発展を図ります。

④ デジタルマップ活用事業

本町では、人口減少に伴い空き家が増加している一方で、価値ある古民家が解体されている現状を踏まえ、地方が抱える空き家問題への有効な解決策として、古民家を記録しデジタルマップ化することで、地域資源である古民家を有効活用し、観光振興と空き家問題の解消につなげ地域全体の持続的発展を図ります。

⑤ その他

本町では、デジタル戦略における学びのD Xなどにより町民等に対し、インターネットやデジタル技術の活用によるケーブルテレビインターネットの利用を推進し、高速インターネットサービスの加入者数 200 人を目標とします。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	<p>(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 有線テレビジョン放送施設</p> <p>(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用</p>	<p>防災行政無線整備事業</p> <p>ケーブルテレビデータ放送等システム更新事業</p> <p>インターネットサービス機器更新事業</p> <p>伝送路管理保守作業用機器更新事業</p> <p>受信施設自家発電機導入事業</p> <p>デジタル戦略推進事業 <u>事業内容</u> 西会津町デジタル戦略を基に、産業をはじめ、暮らし、行政などあらゆる分野において、デジタル変革に取り組み持続可能なまちを目指し、まちづくりを進める。 <u>事業の必要性</u> 国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針のとおり、行政のデジタル化の推進により不断の行政サービスの質の向上を図る必要がある。 <u>見込まれる事業効果</u> 町民が、行政手続きの利便性の向上、行政サービスの質の向上、移住定住の促進等による地域の活性化などを受けることが期待できる。</p> <p>石高プロジェクト事業 <u>事業内容</u> 基幹産業である農業（稲作）において、最新のデジタル技術を活用し新たな販路の開拓や安定的な農業経営の実現、関係人口や交流人口の拡大など、地域全体の持続的発展を図る。 <u>事業の必要性</u></p>	<p>西会津町</p> <p>西会津町</p> <p>西会津町</p> <p>西会津町</p> <p>西会津町</p> <p>西会津町</p> <p>西会津町</p>	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>人口減少により少子高齢化が急速に進む中、基幹産業を維持していくためには、関係人口や交流人口を拡大させ、担い手不足の解消や経営の安定化に取り組む必要がある。</p> <p><u>見込まれる効果</u> 最新のデジタル技術により西会津産米の新たな販路の拡大のほか、ほ場ごとの価格設定や稲作のリスク分散など農業経営の安定化や関係人口、交流人口の拡大が図られる。</p> <p><u>デジタルマップ活用事業 事業内容</u> 古民家を記録しデジタルマップ化することで、地域資源である古民家を有効活用し、観光振興と空き家問題の解消につなげ地域全体の持続的発展を図る。</p> <p><u>事業の必要性</u> 人口減少に伴い空き家が増加している一方で、価値ある古民家が解体されている現状を踏まえ、その保存や活用を検討する必要がある。</p> <p><u>見込まれる効果</u> 古民家を記録しデジタルマップ化することで、観光振興と空き家問題の解消につなげ、地域資源である古民家の有効活用が図られる。</p>	西会津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、ケーブルテレビ放送センターは、用途や町民ニーズを踏まえ、維持補修や施設の整備、維持管理に努めることとしています。防災行政無線施設に関する具体的な記載はありませんが、他の行政系施設と同様に適正な維持管理や早期修繕による長寿命化に努めることとしています。

本過疎計画では、既存施設の有効活用を図り、適正に維持管理していく点で一致しています。

また、デジタル戦略推進事業と石高プロジェクト事業、デジタルマップ活用事業については、ソフト事業のため公共施設等総合管理計画への記載はありません。

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

本町のように中山間地域においては、自動車が最も身近な移動手段となっており、道路はかけがえのない存在となっています。そのため道路整備については、これまでの過疎対策事業においても重点事業として掲げ取り組んできたところです。

平成9年10月1日、磐越自動車道が全線開通し、本町の中心部に西会津インターチェンジが設置されたところであり、町に大きな変化をもたらしたところではありますが、県道や町道など身近な生活道路については、地域住民から多くの整備要望が寄せられています。

(ア) 高速道路

磐越自動車道は、平成9年10月1日に全線開通し、本町の中心部には西会津インターチェンジが設置されたところであり、町に大きな恩恵をもたらしています。

しかしながら、会津若松IC～新潟中央IC間は開通から20年近く経過した現在も暫定2車線の状況にあり、事故・工事による通行止めが度々発生しています。「より安全で、より快適な運転しやすい高速道路」にするため、本道路の4車線化の早期実現が望まれています。

(イ) 国道

本町内には国道が3路線あります。このうち国土交通省が直轄管理する49号は、全線2車線での整備がされているところであり、本町の経済や住民生活を支える重要な幹線道路として利用されています。しかしながら、藤峠・車峠・鳥居峠と3つの峠は連続雨量が150mmに達すると、その前後で通行止め措置が講じられてしまいます。そのため雨災害の際には、町は一時的に孤立状況に陥ってしまうこととなります。また、平成22年12月には藤峠において、大雪のためスリップした大型トラックが道路を塞ぎ上下線とも通行止めとなり、後続の乗用車など約300台が翌日未明まで立ち往生し、会津若松方面との道路が寸断されました。今後は災害に強い道づくりが望まれます。

県が管理する400号及び459号は、それぞれ地域住民の生活を支える重要な路線であります。本路線はそれぞれ、地域経済の活性化、地域間の交流促進を図る上からも重要な路線であることから、今後とも関係団体とともに、早急な整備の促進を関係機関へ働きかけていく必要があります。

(ウ) 県道

本町には、主要地方道 1 路線と県道 8 路線があり、本町における道路交通網の骨格をなしており、生活道路として、さらに地域の振興を図る道路として、重要な役割を担っています。

県道についても、多くの路線で多くの事業に取り組まれてきたところではありますが、未整備箇所や危険箇所が多く存在しています。地域住民が安全・安心に生活ができるよう危険箇所の除去工事を関係機関へ働きかけて行く必要があります。

(エ) 町道

本町は、面積が広大なため 686 路線、総延長は 418.4 km の町道があります。

町道につきましては、これまでも積極的に整備に取り組んできましたが、改良率は 35.2%、舗装率は 40.2% と依然低い状況にあります。また、昭和 50 年代に整備事業に取り組んだ路線の舗装の打ち換えや、橋梁の長寿命化工事などを行っていく必要があります。

(オ) 農道

本町には、96.8 km の農道があります。その大部分は、圃場整備に合わせて作られた路線であり、十分な幅員はあるものの、ほとんどが未舗装になっています。

耐雪型パイプハウスなどを設置し、冬期間も栽培に取り組む農家も出てきたことから、それらの路線については、今後舗装事業を検討していく必要があります。

(カ) 林道

林道の総延長は 104.9 km で、森林 1ha 当りの林道延長は 5.08m と今後も整備が必要となっています。さらに、豊富な森林資源の有効活用と定住環境の改善を推進していくために、林道等路網の整備が必要となっています。

(キ) 除雪センター

本町は、全国でも有数の豪雪地帯であり、町民生活を支えるため 282 路線 171.6 km の除雪路線を業者委託と町直営合わせて 45 台の除雪機械と 59 人のオペレーターにより除雪作業を実施しています。

除雪センターは、直営の除雪車格納や点検整備の他、オペレーターの待機や資材の保管等、除雪事業の中心的施設であり整備の検討が必要となっています。

② 交通

本町での公共交通としては、鉄道とバスがあります。

鉄道は、郡山と新潟を結ぶ JR 磐越西線があり、尾登、野沢、上野尻、徳沢の四駅に停車をしています。近年は、人口の減少等により利用客が減少しています。野沢駅は、高齢者

や身体の不自由な利用者が跨線橋を渡ることに困難をきたしています。また、尾登駅は駐車スペースが狭く、通学で利用する学生を送迎する車が駐車しきれない状況となっています。

鉄道は、町民の通勤・通学・通院等の手段として重要な役割を担っているだけでなく、沿線を生活圏とした利用者との交流にも深く関わっていることから、今後とも利用者の利便に配慮した運行を要請していく必要があります。

バスについては、平成24年4月から、利用者の予約に応じて各集落と野沢中心部を結ぶ「デマンドバス」が運行開始となり、平成30年10月から、「定時定路線バス」を併用で運行しています。また、定期運行路線として「まちなか循環線」や「野沢坂下線」を運行しています。さらに、令和3年11月からは一層の利便性向上と配車の効率化等を図るため、AIオンデマンドバスを導入しました。

加えて民間事業者が運行している高速バス「会津若松・新潟線」が本町へ乗り入れているほか、高速バス「野沢・会津若松線」は本町と会津若松市を直接結んで運行しており、町民生活の利便性を確保しています。

今後も町民の身近な足としてより利用しやすいバス運行に努めていくと同時に、観光やワーケーション等による利用促進を図っていく必要があります。

(2) その対策

① 道路

磐越自動車道の開通によって、本町の交通事情は大きく変化しています。従来までの冬期間の交通確保や集落間、集落内を中心とした道路整備に加え、地域の活性化や交流の促進、そして産業の振興に重点をおいた道路整備が重要となっています。そのため、高速交通網を活用した地域振興に直結する道路の整備など、新時代に対応した交通網の整備に努めていきます。

(ア) 高速道路

磐越自動車道については、「時間信頼性の確保」、「事故防止」、「ネットワークの代替性の確保」の観点から重要であり、引き続き会津若松IC～新潟中央IC間の4車線化の早期完成を関係機関に要望します。

(イ) 国道

49号にあっては、防災対策工事の実施により災害に強い道づくりを、400号、459号にあっては、更なる整備の促進を関係機関に働きかけるとともに、400号については積雪期の通行止めの解除も要望して行きます。

(ウ) 県道

県道については、整備が遅れている路線があることから、関係機関等へ緊急性の高い箇所整備を要望してまいります。

特に、西会津町縦貫道路の一端をなす奥川新郷線中町地内の改良事業については、早期完成に向け働きかけをしてまいります。

(エ) 町道

町道の整備については、公共施設と集落を結ぶ路線、国、県道と集落を結ぶ主要幹線道路、集落内の生活道路などの改良・舗装に努めてまいります。

また、舗装の修繕工事、橋梁の修繕工事、散水消雪工事等の事業についても積極的に事業導入し、安全・安心の道路整備を進めます。

(オ) 農道

農業生産性の向上と機械化による労働の省力化、更に定住環境の改善を推進するため、舗装などの整備を推進します。

(カ) 林道

豊富な森林資源の有効活用と定住環境の整備を推進していくため、林道の整備を計画的に進めてまいります。また、既存の林道において橋梁を含め点検等を実施し、損傷が著しい箇所が確認された場合は、状況に応じ補修等を進めてまいります。

(キ) 除雪センター

野沢の除雪センターは、建築後40年以上が経過し老朽化していることや、これからも増大する除雪需要に対応するため、整備を検討してまいります。

② 交通

公共交通は、地域の産業、経済、文化の発展を大きく左右し、住民生活の基盤をなす重要な役割を果たすものであることから、今後も地域の実情にあった交通体系として効率的に運行を維持していくことが重要となっています。

鉄道は、通勤通学的手段として重要な役割を果たしており、利用者の利便が一層図れる施設の整備やダイヤの編成等を要望してまいります。

バスは近距離交通の手段として、交通弱者にとっては日常の足として重要な交通機関となっています。町民バスの運行については、利用者の立場にたってより利用しやすいバスの運行に努めるとともに、観光等での利用促進を図り、令和11年度にはバスの利用者25,200人を目標とします。あわせて、町民バスと連携した高速バスの利便性の確保も図ってまいります。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道 道路	町道向原1号線(改良) L=330m 町道舗装修繕事業 一式	西会津町 西会津町	
	橋りょう	橋梁修繕事業 一式	西会津町	
	その他	町道防雪柵設置事業 流雪溝設置事業 町道スノーシェッド修繕事業	西会津町 西会津町 西会津町	
	(3) 林道	橋梁修繕事業 一式	西会津町	
	(6) 自動車等 自動車	町民バス車両整備 8台	西会津町	
	(8) 道路整備機械 等	小型除雪用機械 5台 除雪機械 除雪ドーザ(ロータリー含む) 9台 除雪機械用GPS導入事業	西会津町 西会津町	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	町民バス運行事業 <u>事業内容</u> 町が直営のバス交通体系を整備し運 行してきた。今後も利便性の良い交通体 系を提供していく。 <u>事業の必要性</u> バスは近距離交通の手段として、交通 弱者にとっては日常の足として欠かせ ない交通機関となっている。 <u>見込まれる事業効果</u> 町民の日常の通院や買い物等に利用 され、交通弱者の足の確保を図ることが でき、町内外利用者の増加により地域の 産業、経済、文化の発展が期待できる。	西会津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、町が管理する道路について緊急度や重要度などに応じて補修等の対応を行うこととし、スノーシェッドなどの道路構造物においては、インフラ長寿命化計画（個別計画）により適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施することとしています。

また、橋りょうは町民生活に直結する重要なインフラであり、その状態を健全に保つため、インフラ長寿命化計画（個別計画）により、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施することとしています。

インフラ施設以外の公共施設では、その他行政系施設に位置する町除雪センターがあり、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画では、維持補修、修繕等を行うこととしていますが、老朽化が進んでいる施設については、コスト面等を勘案し適切な経費と施設の在り方を検討し判断することとしています。

本過疎計画では、一部路線で開設工事が予定されているものの事業の大部分は、既存路線の改良・改修としており、老朽化が著しい除雪センターについては改修・増築等を原則としつつ、利用状況やコスト面等により建て替えを検討するということから、公共施設等総合管理計画等と一致しています。

5. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上下水道施設

本町では、町民に安全・安心の水を届けることを目的に、区域拡張を含め、簡易水道 9 施設、飲料水供給施設 3 施設の整備を行ってきましたが、水道普及率は 90.4%に留まっています。残り 9.6%の家庭は、各集落が維持管理する給水施設、井戸や湧水などの自家給水であることから安定的な水の確保が望まれています。井戸や湧水などの自家給水の地区は、水源の確保や、人家が点在し整備効率が悪いなどの諸問題があり、給水施設の整備がなかなか進んでいません。

町では、まずは給水施設が整備可能な地区から普及拡大を図り、水道未普区域の解消を図っていくこととしています。

水道施設の維持管理の面では、全体的に施設及び機器類の老朽化が進み維持費が高まっていることや、施設が多く点在することによるコスト高などに加え、広域化・共同化の検討による人為的負担の増加やアセットマネジメント計画の策定に基づく更新事業の実施に伴う費用の増が安定的に経営していく面において課題となっています。

下水道については、「公共下水道事業」「農業集落排水処理事業」「個別排水処理事業」の 3 事業を並行実施し、汚水処理人口普及率を 100%にすることを目標に整備を進めており令和 6 年度末時点では 71.2%となっています。

特定環境保全公共下水道事業については、「野沢処理区」「大久保処理区」の 2 処理区が供用を開始しています。「野沢処理区」については平成 28 年度末で面整備がほぼ概成していますが、広域化・共同化の観点から効率的・効果的な汚水処理を行うため、令和 3 年度末に農業集落排水処理区域の森野地区を野沢処理区に統廃合しています。

本事業については、全体的に接続率が低いことから、改善に向けた対策が大きな課題となっており、更には人口減少等に伴い下水道使用料が伸び悩む中において、現在実施中の西会津町下水道ストックマネジメント計画に伴う大規模改修等事業による費用が持続可能な経営の上で大きな負担となっています。農業集落排水処理事業の施設及び面整備は計画していた、小島、森野、宝坂、白坂、笹川、野尻の 6 地区事業がすべて完成し供用開始されており、同区域内の生活環境及び周辺環境の向上につながっています。

本町では、下水道事業のストックマネジメント計画にあたる最適整備構想を策定し、計画的に施設等の更新及び修繕を実施していくこととしています。各施設の整備時期が近く老朽化の度合いも同程度であるため、将来的には大規模改修によるコスト高が予想されるので、いかに費用負担を削減又は平準化できるかが今後の大きな課題となっています。

個別排水事業については、集合処理が困難な地区を対象に実施しており、令和 6 年度末まで 390 基の整備が図られました。今後も汚水処理人口普及率改善のため計画的に整備を推進していく必要があります。

② ごみ、し尿処理

町では、地域住民の日常生活に伴って生じた、ごみ、粗大ごみ、し尿等については、「西会津町一般廃棄物処理計画」に基づいて収集・運搬を行い、衛生的にごみ処理を行っています。

家庭から排出された一般廃棄物は、ステーション方式により収集を行い、可燃ごみについては喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場で焼却し、不燃ごみや粗大ごみは、同センター内の不燃物処理施設において、破碎・圧縮され、焼却灰や燃え殻とともに平成15年4月に稼動した羽山最終処分場に搬入し、埋立処分をしています。今後は埋め立て満了期が迫る羽山最終処分場をはじめ老朽化が進行する環境センターの各施設の対策が必要となり、喜多方地方広域市町村圏組合で対策を検討しています。

また、ごみ減量化と資源のリサイクルを推進するために、空き缶や空き瓶等の分別収集を行ってきたところですが、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づいて、住民の分別排出、町の分別収集、業者の再商品化についての責務のもと、容器包装廃棄物のリサイクルをより一層推進する必要があります。

ごみ処理については、行政の責務だけで解決されるものではなく、住民の理解と協力があって機能するものであることから、各自治区にクリーン推進員を委嘱し、地域での環境美化の指導や不法投棄防止の啓発を行うなど、快適な環境づくりを推進しているところです。

し尿処理については、生活様式の変化に伴い水洗トイレが普及していますが、まだ汲み取り式の家庭も多く、これらは町の許可業者が有料で汲み取りを行い、喜多方地方広域市町村圏組合環境センター塩川工場で処理をしています。本町は降雪に伴い、冬期間のし尿の収集ができない地区もあることから、降雪前の12月と融雪期の3～4月にかけて処理依頼が集中する傾向にあり、この期間における対応が容易ではないものとなっています。

③ 消防

本町の消防団は、昭和29年 7 月 1 日西会津町の誕生とともに発足して以来、令和 7 年6月30日で70年が経過したところです。

この間、各種災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、社会経済情勢の変化に応じた組織、施設等各般にわたって着実に整備を進め、今日では消防活動を中

心とした警防、予防消防、防災と広範囲にわたって活動しています。

常備消防機関としては、昭和46年4月1日に喜多方地方広域市町村圏組合消防署の設立と同時に分署も新設されたところです。また磐越自動車道の開通に伴い、平成8年10月1日に西会津分署が西会津消防署に格上げとなり、町の消防体制がより一層強化されてきたところです。

一方、消防団組織については、人口の流出や就業構造の変化等に対応するため平成28年度と令和3年度に組織の定数見直しを行ってきたところではありますが、消防団員の確保については、地域によって困難な状況も見受けられ、実員に見合ったさらなる見直しが重要です。また、団員のほとんどが地元を離れて仕事をしていることから、日中の火災対応が課題となっていました。消防団OBなどが中心となり住民のボランティア組織として平成21年4月に消防支援隊が発足し、火災の初期消火や後方支援活動が充実されました。

消防機器は、科学化や機動化が年々進むとともに装備も逐次整備が進められていますが、広範囲な地域をカバーするためには、さらに機動力の強化を図っていくことが重要であることから、小型動力ポンプ積載車等による増強と迅速な情報収集や指揮命令の伝達を行うための無線機等の整備について、なお一層進めていく必要があります。

また、消防水利には消火栓、防火水槽の人工水利と、河川、沼などの自然水利がありますが、自然水利については場所や季節などによって制限されることが多くあることから、安定した消防水利を確保するためには人工水利の整備をさらに進めていく必要があります。

④ 公営住宅

本町では、これまで下小屋・西原の2団地・72戸の町営住宅を整備し、管理してきました。また、平成20年度に旧雇用促進住宅を購入し、1棟30戸を「町営西林東住宅」とし、1棟30戸を新たな定住者を受け入れる「第1定住促進住宅」として管理し、その後教員住宅1棟12戸を「第2定住促進住宅」に変更し、さらに令和2年度には、第3定住促進住宅2棟16戸を整備し、管理運営を行っているところであり、現在のところ住宅困窮者の要望にこたえられるストック量を確保しています。

しかしながら、老朽化が進んでいる住宅もあるため、大規模改修や建て替えなども検討していく必要があります。

移住者をはじめ、若者や子育て世帯等が住みたいと思える賃貸住宅が不足していることから、移住の促進はもちろん町内若者の流出防止、町内企業等の人材確保の観点から住環境の整備が必要になっています。

⑤ 空き家

若年層の転出によって高齢者世帯が増加しており、その高齢者世帯の生活維持が困難となり、施設入所や転出等による空き家が増加しています。その中には、適正に管理がされないまま放置される空き家等もあり、結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の問題が発生しています。そのため空き家等の適正管理を進め、空き家の倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、町民の安全で安心な暮らしを守ることが必要となっています。

また、空き家バンクによる有効活用を図ってはいるものの、登録件数が少ない状況にあります。

⑥ 洪水や土砂災害等の防止

近年、地球温暖化等により全国的に台風や局地的豪雨等による多くの水害や土砂災害等の被害が発生しています。

地球環境が大きく変化する中、自然災害等から町民の生命や財産を守るため、森林や町が管理する河川等の適切な管理・保全を推進するとともに、土砂災害や雪崩等に対し備えていく必要があります。

(2) その対策

① 上下水道施設

水道施設については配水管を始めとした施設の老朽化が進行していることから、計画的に更新事業に取り組んでいくことが必要です。さらに、水道未整備の集落についても、必要に応じ給水区域の拡張など水道施設の整備を促進します。

公共下水道事業及び農業集落排水処理事業については、面整備がほぼ完了していることから、今後は人口減少や汚水量の増減などに応じ、さらに効率的・効果的な施設の規模を検討していくとともに施設機械器具の老朽化による修繕・更新を計画的に実施していく必要があります。個別排水処理事業では、普及率の向上のため一層の浄化槽の整備を図っていくことが必要です。

また、上下水道事業において、既供用区域内の未接続者対策として積極的に上下水道への接続を推進し、令和 11 年度までに各集落が維持管理する給水戸数を含め水道加入率を 92.9%、下水道加入率 76.6%を目指し、全町的な町民の生活環境の向上と周辺環境の維持・改善を推進していきます。

② ごみ、し尿処理

ごみ収集については業務委託により行っていますが、収集体制を強化するととも

に、環境衛生の向上について啓発活動を進めながら、清潔で住みよい町づくりを進めていきます。

このため、クリーン推進員を中心として、ごみの分別などの指導を徹底していくとともに、ごみの減量化を推進するため生ごみ処理機の購入費への助成や環境衛生整備としてのごみ収納庫に対する助成を引き続き行っていきます。また、ごみの不法投棄による環境汚染を防止するため、県の不法投棄監視員と連携しながら、啓発活動やパトロールをさらに強化していきます。

し尿処理については、計画的な汲み取りと下水道への加入促進、浄化槽の適正な維持管理について指導していきます。

可燃ごみの焼却灰や燃え殻、破碎・圧縮された不燃ごみや粗大ごみの埋立処分を行う羽山最終処分場については、平成15年に稼働を開始して以来20年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況です。このため本町を含む広域圏の一般廃棄物処理が滞りなく行われるよう計画的に設備等の更新・修繕を行います。

③ 消防

住民の生命や財産を火災やあらゆる災害から守り、またそれらに対処していくためには、地域防災力の充実強化が必要です。特に、消防力の機動化をより一層進めるとともに、各種消防施設の拡充を図るほか、消火栓の整備や、大規模地震にも耐える耐震性貯水槽を計画的に整備していきます。さらに迅速な情報収集や指揮命令の伝達を行うため、防災行政無線の充実を図るとともに、ケーブルテレビのもつ各種機能を有効に活用するなど、消防防災体制の強化に努めていきます。

消防団の組織については、各種教育訓練の機会を通じ団員の資質と技術、知識の向上を図るとともに、社会変化に対応した防災体制を確立するため、消防組織等の見直しを適時行っていきます。

消防活動は、災害時に迅速な対応が必要であることから、消防団、消防支援隊と地域住民とが一体となって災害活動ができるよう、各自治区において自主防災組織の設立を推進し、令和12年度までに22団体の自主防災組織数を目指すとともに、相互支援体制の構築も含めた地域防災力の強化に努めていきます。また、消防体制の更なる強化を図るため、既存の消防団などの組織に加え、町職員による新たな消防支援体制を強化していきます。

④ 公営住宅

町営住宅については、良好な維持管理に努め、それぞれの目的に添った管理・運営に努め、今後は老朽化した住宅に対し、町民が安心安全に居住できるよう大規模改修や建替えなども検討していきます。

⑤ 空き家

地域住民の安心・安全を確保するため、また都市住民との交流や移住・定住、二地域居住などを推進するため、所有者に対して空き家の適正な管理を促すとともに、空き家の利活用促進に向けた改修費等への補助制度の拡充や、賃貸住宅としての利用や、空き家バンクへ登録促進など、空き家の有効活用を図っていきます。

⑥ 洪水や土砂災害等の防止

自然災害等から町民の生命や財産を守るには、森林等を適切に管理・保全し、河川の護岸整備や浚渫等により治水を図っていく必要があります。

町では、河川等の現状を維持するとともに一級及び二級河川を管理する国・県と十分に協議していき、水害等の発生を予防していきます。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道等老朽管更新事業 測量設計・管路更新 簡易水道等施設更新等事業 簡易水道施設整備事業	西会津町 西会津町 西会津町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業 公共下水道施設機器類等更新事業	西会津町 西会津町	
	農村集落排水施設	農業集落排水処理施設機器類等更新事業	西会津町	
	その他	個別排水処理施設 25 基	西会津町	
	(5) 消防施設	耐震性貯水槽 (防火水槽) 1 基 小型動力ポンプ 2 台 消防自動車 7 台	西会津町 西会津町 西会津町	
	(6) 公営住宅	定住促進住宅室内改修 定住促進住宅外壁改修	西会津町 西会津町	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	定住促進住宅長寿命化計画改定 <u>事業内容</u> 老朽化等による事故を防ぐことを目的に行う点検や修繕 (予防保全) を計画的に進めるための計画を改定する。 <u>事業の必要性</u> 入居者の安全を確保するために、改	西会津町	

		<p>定された計画を基に修繕等を実施する必要があるため。</p> <p><u>見込まれる効果</u></p> <p>定住促進住宅の致命的な欠陥が発現する前に、速やかに対策を講じ、ライフサイクルコストの縮減を図る「予防保全」の考えに立った維持管理を実施することで長寿命化につなげる。</p>		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、水道施設（簡易水道等）について、町民生活に直結する重要なインフラ設備であり、計画的に老朽管等の更新を実施しながら維持管理を行うこととしていますが、地区の現状にあった施設規模を検討していき、最適な施設の維持管理等を図ることとしています。

下水道施設（公共下水道事業、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業）では、水道施設と同様に町民生活に直結する重要なインフラ設備であり、公共下水道事業及び農業集落排水処理事業では、ストックマネジメント計画等により計画的に施設・管路等の改築・更新を行い、個別排水処理事業では西会津町生活排水処理基本計画に則り、計画的に合併浄化槽の整備を進めることとしています。

消防施設は、消防団が使用する詰所兼車庫について、団員減少などに対応するための組織再編の検討が必要となっていることから、それに合わせた実効性ある詰所兼車庫の配置を進めることとしています。

公営住宅では、町公営住宅等長寿命化計画に基づき定期的な点検を行い、計画的な修繕・改修を行うとともに、予防保全的な維持管理に努め施設の長寿命化を図り、年数の経過により老朽化が進んだ施設は、人口の推移や長期的な需要の変動など町全体の住宅供給のバランスに配慮しながら、計画的な建替えや用途廃止等の検討を行うこととしています。

以上により、消防施設（詰所兼車庫）や公営住宅で新設又は建替え等の検討はあるものの、ほとんどの施設で各個別計画により既存施設の長寿命化による有効活用を図り、維持していく点で本過疎計画と一致しています。

なお、ごみ、し尿処理、空き家については、本町で該当する施設はありません。

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 児童福祉

本町では、就学前の教育・保育が必要な乳幼児に対して、養護と保育の一体化を図りながら豊かな人間性を持った子供の育成を目指して、町内の認可保育所である野沢保育所（芝草分所含む）とへき地保育所である尾野本保育所、群岡保育所の3カ所を統合して、平成29年4月に、保育所型認定こども園「西会津町こゆりこども園」を開園しました。

近年の社会傾向としては、女性の自立志向や晩婚化等によって出生率が低下するなかで、本町においては平成30年～令和4年の合計特殊出生率が1.40と全国平均値1.33や県平均値1.37よりもやや高い位置にありますが、出生数自体は年々減少しており、令和5年では18人となっています。

今後も出生率を維持・増加していくためには、女性が働きながら安心して子育てのできる条件整備が必要となっており、本町でも核家族や共働きの世帯が増加しているため、認定こども園及び子育て支援センターの整備、保育料の無償化など子育て支援策の充実を図ってきました。さらに令和3年度には遊休施設であった旧芝草保育所を子育てコミュニティ施設に改修整備し、子育て世代のコミュニティづくりを支援しています。

今後も少子化対策として女性が結婚し安心して出産できるよう地域全体での取り組みと、育児についても様々なニーズに合わせたサポートや地域全体で支援することなどの対策が重要な課題となっています。

また、遠距離通園を行う園児に対しては専用の送迎車両を運行し、通園に伴う負担の軽減を図っています。しかし、経年劣化や走行距離が多くなっている車両が見られることから、安全・安心な通園を行うためにも送迎車両の更新について検討していく必要があります。

② 高齢者福祉

本町の65歳以上の人口割合を見ると、昭和50年に13.5%（1,683人）でしたが、平成7年には29.8%（2,936人）、令和7年4月現在は50.3%（2,693人）となっており、50年余りの間に2人に1人が65歳以上となり高齢化が進んでいます。

高齢化の進行に伴い令和2年4月現在の一人暮らし高齢者は736人、高齢者夫婦世帯も447世帯となっており、介護保険や保健福祉サービスの対象者が増加しています。

本町では介護保険制度施行以前から、高齢化の進行と増加する要配慮者に対応するため、介護老人保健施設「憩の森」や特別養護老人ホーム「さゆりの園」を整備し、機能訓練等の介護サービスを提供することにより高齢者の家庭復帰への橋渡しを行うとともに、在宅

で適切な介護を受けることが困難な高齢者の受け入れを行っています。また、在宅介護の支援を行う中心施設として平成 12 年に介護センター、平成 14 年 4 月には地域ふれあいセンターとグループホーム「のぞみ」を建設し、在宅での生活が困難な一人暮らし老人や認知症状のある高齢者などを受け入れていきます。

さらに、平成 25 年に介護付有料老人ホーム、平成 26 年度に認知症対応型グループホームと小規模多機能型居宅介護施設が民間事業所により新設され、令和 3 年 4 月には奥川地区に小規模多機能型居宅介護施設「高陽の里」を町が開設したことにより、多様な介護サービスの選択と住み慣れた地域で生活をしていくことができる環境が整ってきています。

また、町独自の取り組みとして平成 10 年度からホームヘルパー 2 級課程の養成研修を、平成 25 年度からは介護職員初任者研修として実施し、令和 7 年度までに町内での資格取得者は 493 名となっており、在宅での介護体制の整備を推進してきました。

しかしながら、全国的にも高齢化により要介護者等や認知症高齢者が増加し、これに伴う介護給付費の伸びや認知症対策が深刻な問題となってきています。本町でも、高齢化の急速な進行に対応できるよう「西会津町地域包括ケアシステム」を構築し、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活をしていけるような取り組みを進め、地域で高齢者を支える仕組みづくりを推進するとともに予防医療・介護予防事業への積極的な取り組みが必要となっています。

各自治区などで行われているサロンや老人クラブの活動、また高齢者の能力や経験を活かした就労活動は、生きがいつくりだけではなく、介護予防・閉じこもり防止にも効果的であることから、今後もこれらの活動の支援が必要です。

③ 地域福祉

介護保険法や障害者総合支援法により、適切なサービスを受けることが可能となっていますが、サービスの制度化・定着化により、地域での見守り・助け合いといった地域活動の持つ利点が失われがちになっています。

このような中、町民が積極的に地域活動に参加できる環境づくりを推進し、行政サービスとあわせて地域での見守り・支援ネットワークづくりや生活支援サービスの構築が求められています。

社会福祉協議会や各種ボランティアなどの参加と協力のもと地域における支援体制を考える協議体とコーディネーターを配置することにより、地域ぐるみの取り組みを形作り、だれもが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせる地域社会を目指していく必要があります。

④ 母子福祉、障がい者福祉等

母子福祉については、母子・父子家庭の安定した生活と子供の養育のため、相談や指導といった支援活動を強化していくとともに、制度を活用した援護の充実をさらに促進していく必要があります。

障がい者福祉については、障がい者が自立した生活を送れる支援を行っていますが、在宅福祉サービスの充実をさらに推進していく必要があります。

母子福祉、障がい者福祉等は、社会福祉協議会、民生児童委員及び町行政が一体となって積極的に取り組んでいくことが必要です。

⑤ 保健

本町は、広い範囲に集落が点在する町の地理的特性に加えて、高齢化が著しく進んでおり、町民の健康づくりと医療体制の充実は大きな課題となっていきます。

町民の健康づくりについては、町健康増進計画に基づき「幸せになる健康づくり～「百歳への挑戦」のその先へ～」をキャッチフレーズに「からだ」の健康・「こころ」の健康・「つながり」の健康の3つの健康による『さすけねえ輪』の健康づくりにより、健康指標の改善を図ります。

本町における健康寿命は、令和元年には男性 81.77 歳、女性 86.82 歳で、県と比較して、男性が 0.69 歳下回っており、女性は 1.21 歳上回っていました。令和 4 年には、男性 83.71 歳、女性 87.25 歳と伸び、男女とも県を上回っています。

今後は、若い世代の健康づくり、生活習慣病の重症化予防などへの対策を強化し、健康寿命の延伸に取り組んでいきます。

(2) その対策

① 児童福祉

児童福祉については、国の子育て支援策に合わせた、令和 7 年度から 11 年度までの第三期西会津町子ども・子育て支援事業計画により、地域ぐるみで子育てに取り組み、安心して子どもを産み育てられる環境を整え、家族や地域の支え合いのなかで、将来を担う子どもたちがのびのびと成長するまちになることを目指します。

安心して子どもを産み育てられる環境を整備するために、子育て支援センターによる妊娠期から子育て期にわたる支援の継続、出産祝金、子育て医療費サポート事業、保育料の無償化や乳幼児家庭子育て応援金など子育てに係る経済的負担の軽減、こども園と小学校の連携による切れ目のない教育の実践と子育てコミュニティ施設を拠点に地域が一体となり子育てを支える体制の構築を進め、令和 11 年度に出生数 25 人を目指します。

園児の送迎を行う専用の車両については、安全・安心に通園することができるよう計画的に更新を行います。

② 高齢者福祉

老後の最大の不安要因である「介護」を社会全体で支え、介護が必要になったとしても、また、認知症になったとしても出来るだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、町の

介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、「西会津町地域包括ケアシステム」の強化を図り、介護サービスや介護予防事業の充実、在宅医療と介護の連携、認知症高齢者や家族に対する支援体制の構築、高齢者を支える仕組みづくりの推進を図ります。また、介護保険サービス利用者の推移や既存施設の老朽化等を踏まえ、町内サービス提供基盤の整備を推進していきます。

高齢者の生きがいや健康づくりのために高齢者スポーツやサロン活動などの集いの場を増やすため、老人クラブ活動やシルバー人材センターへの支援を行い、介護予防のための重要施策として推進していき、令和 12 年度に活動サロン数 44 箇所の維持継続を目標とします。

また、高齢者の介護予防・自立支援のためにミニデイサービスや高齢者等配食サービスなど介護保険サービス以外のサービスの充実を図るとともに、在宅介護者リフレッシュサービスや在宅高齢者等福祉サービスなど要配慮高齢者等の福祉の増進と在宅介護者の負担軽減のための事業を効果的に推進していきます。

さらに、社会福祉協議会、にしあいつ福祉会や町内福祉法人、民生委員協議会等の福祉関係機関と情報共有を行い、町民が安心して生き生きと暮らしていける町づくりを推進するために密接な連携を図ります。

③ 地域福祉

これからの社会においては、住民参加による地域支援体制の確立が非常に重要であり、それが機能することで明るく生き生きとした地域の創造が期待されます。

町では社会福祉協議会や地域包括支援センター等関係者と一緒に町民の暮らしや地域の課題・役割について話し合う中から「地域の見守りネットワーク」づくりを進めており、高齢者等あんしん見守りネットワーク協力事業所数 70 事業所を目標とします。また、地域住民が自己実現のために各種ボランティア活動に参加できるように援助を行っていきます。

さらに、地域住民と行政機関や社会福祉協議会を含めた多様な関係機関により、地域での生活課題を明らかにし、その課題解決に向けた具体的な施策を進めるため令和 7 年 3 月に策定した「地域福祉計画」に基づき、「我が事」として受け止め「地域共生社会」の実現に向け、包括的に支援するための体制づくりや住民主体で相互に支え合う地域づくりを推進していきます。

④ 母子福祉、障がい者福祉等

母子福祉については、安定した生活と子供の養育のため、相談や指導といった支援活動を強化していくとともに、制度を活用した援護の充実をさらに促進していきます。また、障がい者福祉については、西会津町授産場やにこにこ相談所などと連携しながら社会復帰を促すとともに、社会参加を積極的に助長していきます。障がい者が自立した生活を送れ

るよう、在宅福祉サービスの充実をさらに推進するとともに、創作活動や生産活動の機会を提供する施設の整備やユニバーサルデザインを進めます。

母子福祉、障がい者福祉等は、社会福祉協議会、民生児童委員を中心として、適切な生活相談、指導をしていきます。

⑤ 保健

町はこれまで「百歳への挑戦」等をスローガンに、平均寿命や健康寿命の延伸に向けた健康づくりに取り組んできました。今後はこれまで培ってきた取組みを礎に、健康づくりを通して一人ひとりの幸せな暮らしの実現に向け、新たなステージでの健康づくりに町民・地域・町が一丸となって取り組んでいきます。

町民一人ひとりが「からだ(体)」、「こころ(心)」、「つながり(社会参加)」の3つの“健康”づくりを、主体的に行えるような環境や支援を充実し、その人らしく元気に暮らし続けられる健康づくりに取り組みます。

②高齢者福祉から⑤保健までの高齢者等に対する総合的な事業により、令和15年度に健康寿命を男性85.71歳、女性89.25歳を目標とします。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(7)過疎地域持続 的発展特別事業 高齢者・障害者福 祉	高齢者生きがい対策事業 <u>事業内容</u> 高齢者の健康づくりや自立支援のため、老人クラブ活動の支援や各種スポーツ行事、教室の開催など生きがいづくりを支援する。 <u>事業の必要性</u> 介護予防や健康づくりは、高齢者が地域でいきいきと生活するために必要である。 <u>見込まれる事業効果</u> 過疎集落においては、元気な高齢者が地域活動の中心であり、地域の活性化につながる。	西会津町	
	その他	認定こども園運営事業 <u>事業内容</u> 認定こども園の運営を外部に委託する。 <u>事業の必要性</u> 保育サービスは子育て支援に欠かすことのできない事業であり、外部へ委託することでより効果的に保育サービスの提供ができる。 <u>見込まれる事業効果</u> 運営を外部に委託することで限られた財源でより効率的な保育サービスの提供が出来る。	西会津町	
		子育て医療費サポート事業 <u>事業内容</u> 子育てに伴う経済的負担軽減のため、町内に住所を有する18歳までの子供の医療費負担の全額を助成する。 <u>事業の必要性</u> 子供を安心して育てるための、経済的負担軽減策は、少子化対策として必要である。 <u>見込まれる事業効果</u> 子育てに係る経済的負担を軽減することにより、出生率の増加が期待できる。	西会津町	
		母子保健事業 (妊婦健康診査事業) <u>事業内容</u> 健やかな胎児の成長と母胎の健康維持を図るとともに、異常の早期発見のた	西会津町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>めに実施する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 子供を安心して産むための、妊婦健診に係る経済的負担軽減策は、少子化対策として必要である。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 母親の不安を軽減する等の効果により、出生率の増加が期待できる。</p>	西会津町	
		<p>乳幼児家庭子育て応援金</p> <p><u>事業内容</u> 2歳に達するまでこども園を利用せずに家庭で育児を行っている保護者に応援金を支給する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 2歳未満の乳幼児を家庭で保育する方の負担を軽減する必要がある。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 対象家庭の負担軽減により、一層安心して子育てできる環境づくりが期待できる。</p>	西会津町	
		<p>出産祝金</p> <p><u>事業内容</u> 次代を担う児童の誕生を祝うとともに、児童の健やかな成長を願い保護者（父又は母）に対し出産祝金を支給する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 子供をつくるためのきっかけや一助とするために必要である。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 子育てに係る経済的負担を軽減することにより、出生率の増加が期待できる。</p>	西会津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画等では、子育て支援施設及び保健・福祉施設（高齢福祉施設）等について記載しています。

子育て支援施設では、認定こども園、放課後児童クラブ、子育て支援センターの機能を有するこゆりこども園があり、町の子育て支援の拠点施設となっています。この施設は平成28年度に建築の新しい施設であるため、今後は定期的に点検をし、良好に管理していくこととしています。また、コミュニティ施設（子育てコミュニティ施設）では、乳幼児と

その保護者の活動拠点であるばかりではなく子育て世代の交流の場として利用される施設であることから点検・診断を行い計画的な維持管理を進めることとします。

保健・福祉施設（高齢福祉施設）は、町民ニーズを的確に捉えながら介護サービスの充実を図ることを目的としており、整備・運営の推進と施設の機能が発揮されるよう整備の充実等が必要であり、今後の計画的な点検・修繕・維持補修により、ライフサイクルコストの削減と施設の長寿命化を図っていき、老朽化している施設については、介護保険事業計画との整合を図りながら、施設の整備方針を定めていくこととしています。また、保健センターは、町民の健康増進を図ることを目的とした施設であり、少子高齢化などを踏まえたサービス体制の充実のため、今後の計画的な点検・修繕・維持補修により、コストの削減と施設の長寿命化を図っていくこととしています。

以上により、公共施設等総合管理計画では、子育て支援施設は定期的な修繕等による維持管理を行い、保健・福祉施設（高齢福祉施設）は原則既存施設の修繕・改修等により施設の長寿命化を図り、今後の施設の老朽化に応じ増改築又は新築を検討していくこととしており、本過疎計画と一致しています。

7. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は、患者数の減少により国保新郷診療所を令和6年4月から廃止したため、国保診療所が3箇所、民間の歯科医院が1箇所となっています。令和7年4月時点で国保診療所は、常勤医師3名に加え整形外科及び内視鏡検査については、非常勤医師の応援による体制により診療を行っておりますが、常勤医師の定年等による退職が見込まれることから、新たな常勤医師の確保が課題となっています。

また、在宅療養支援体制を更に強化するため、平成14年度に開設した訪問看護ステーションを町訪問看護事業所として平成26年度から西会津診療所内に新たに設置し、在宅医療の充実を図りました。なお、国保診療所3施設のうち奥川診療所を除く2施設は、設置して30年以上が経過しており、施設の老朽化による修繕が多くなっています。

常勤医師一人当たりの人口比は、1,812人、(令和4年県平均は436人)、歯科医師についても、2,718人(令和4年県平均は1,278人)となっており、医師、歯科医師ともに少ない状態となっています。また、入院や眼科、耳鼻咽喉科、小児科などの診療科目については、町外の医療機関に頼らざるを得ない状況となっています。

救急医療については、喜多方地方広域市町村圏組合西会津消防署により会津坂下町や会津若松市の救急指定病院への移送や、町診療所での対応をしています。広い範囲に集落が散在している本町は、救急医療の受入れ体制のさらなる充実が課題となっています。

(2) その対策

医療の確保については住民が安心して住める医療体制の確保が望まれていることから、常勤医師や看護師などの医療人材の確保と育成、医療機器の整備・修繕や診療施設の老朽化対策にかかる大規模改修等を実施することにより機能維持を図るとともに、他の医療機関との連携により町民が利用しやすい安心できる医療体制の整備を推進します。

また、診療所における安定した医療サービスの提供はもとより、高齢者が多い地域であることから、診療所での受診が困難な町民に対してのオンライン診療などの新たな受診体制を検討し、町民へのアンケート等で「医療分野」における満足度60%を目指します。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療機器の整備 全身用X線CT撮影装置修繕 X線骨密度測定装置 診療所改修整備事業	西会津町 西会津町 西会津町	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 自治体病院	医師確保対策事業 <u>事業内容</u> 町の国保診療所における医療サービスの維持を図るため、医師を確保するための対策を進める。 <u>事業の必要性</u> 町の国保診療所は、3名の常勤医師により診療を行っているが、高齢者の増加などによる在宅医療の役割の拡大などに伴い、常勤医師の負担が増大していること、また医師の定年による退職等も見込まれることから、その対策が必要となっている。 <u>見込まれる事業効果</u> 常勤医師の確保により、住民が安心して住める医療体制の確保が期待できる。	西会津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、医療施設の老朽化が進んでおり、建替又は改修が必要だと判定しています。将来の更新費用の推計を建替の場合と大規模改修の場合とで推計していますが、大規模改修を選択する方が、建替を選択するよりも廉価となる試算であることから、今後も継続して予防保全を行っていく予定であり、本計画の事業内容と一致しています。

8. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本町では、人口減少に伴い児童生徒数も減少しており、学校間の規模に不均衡が生じていたことから、平成14年4月に町内4つの中学校を1校に、平成24年4月に町内5つの小学校を1校に統合して適正化を図り、不易と流行を基本とした特色ある教育活動を展開するとともに、平成29年4月には小中学校に隣接して認定こども園を整備し、保・小・中が連携した取組を推進しています。

また、遠距離通学児童生徒向けにスクールバスを運行して通学の負担軽減を図るとともに、中学校の統合を機に3箇所あった給食センターを統合して、センター炊飯方式の給食センターを整備し、地元産米をはじめ、町の特産であるミネラル野菜を用いた地産地消と食育の推進に取り組んでおり、令和7年度から学校給食を無償化して保護者の経済的負担を軽減するなど、教育環境と子育て環境の充実を図っています。

そうしたなか、今後も児童生徒数の減少が見込まれており、これからの予測困難な時代を生きるためには、学力や体力はもとより、非認知能力の育成も含めた教育がこれまでも増して重要となっていることから、児童生徒一人ひとりに合った「個別最適な学び」と、多様な他者との関わりを通じた「協働的な学び」による「主体的・対話的で深い学び」の充実に向けて、より一層取組んでいく必要があります。

このため、本町の強みである地域の教育力を大いに活用しながら新しい学びも積極的に取り入れるとともに、施設設備の適切な維持管理と計画的な修繕及び更新を行うことで、充実した教育環境を確保していく必要があります。

② 社会教育

本町の教育行政は、令和5年度西会津町教育振興基本計画（教育大綱）で「心豊かに 健やかで やり抜く力を育む 共育」を教育目標に掲げ、町政の重点施策の中で教育委員会が担うべき施策の実践に努めています。

社会教育の分野においては、生涯学習の推進として「町民が生涯を通じて学べる環境づくりと町の将来を担う人材の育成を進める。」を目標に、生涯学習活動の推進と、自主的活動の助長に努めていきます。また、西会津中学校は生涯学習の推進及びスポーツ活動の場としての機能を合わせ持った施設であることから、住民が容易に利用することが出来る体制となっています。

生涯学習の必要性、重要性が求められる一方、情報化、高齢化社会を背景とした住民ニーズの多様化や社会教育団体の参加者固定化など、社会教育を取りまく課題も残されている

ることから、各世代の生涯学習に対するニーズを的確に捉え事業内容の充実を図る必要があります。また、令和 3 年度西会津町教育振興基本計画（教育大綱）に基づいた具体的事業を実施し、さらには生涯学習関連事業を実施する関係機関・団体との連携をもとに、町民がそれぞれの立場で、自主的にあるいは行政と一体となって生涯学習を進める必要があります。

③ 社会体育等

人口減少や高齢化が進むなか、健康志向の高まりや余暇の増大などにより、各種運動や野外レクリエーション等の活動が年々盛んになっている反面、スポーツ競技人口が減少してきています。

住民ニーズに対応する運動施設として総合運動公園「さゆり公園」が整備されており、また学校体育施設や社会体育施設についても活動の場として一般（登録団体）に開放するなど、住民利用の希望はほぼ満たしている状況となっています。

地域総合型のスポーツクラブとして幼児から高齢者までを対象とした「にしあいづスポーツクラブ」は、筋力トレーニングや水中ウォーキングなど様々なスポーツを通して技術の向上や健康の保持のための活動を行っています。

（２）その対策

① 学校教育

児童生徒が良好な教育環境のなかで安全に安心して学ぶことができるよう、教育施設の計画的な修繕及び更新を進め、教育環境の充実を図ります。

具体的な対策として、町の歴史や自然、地域の教育力を活用した「不易」の学びと産官学民の知のリソースやICTを活用した「流行」の学びを融合した主体的・対話的な深い学びを実践していくため、地域・学校・家庭が一体となったコミュニティスクールを推進するとともに、保小中の連携教育カリキュラムを着実に進め、一貫した方向性で0歳から中学校3年生までの発達段階に応じた育てたい子どもの姿の実現を目指します。

また、1人1台端末を更新し、学習アプリ等の教材や3DプリンタなどのICT機器を充実させるほか、デジタル・シティズンシップ教育を推進するためにICT教育支援員を配置してICTを効果的に活用していくとともに、教科書を正確に読み解くリーディングスキル（読解力）向上に取り組み、デジタルとアナログをバランスよく組み合わせた教育を推進し、授業改善及び家庭学習の充実を図ります。

さらには、外国語指導助手の配置と英語教育・異国文化体験事業を継続して英語教育の更なる充実を図るとともに、いわき市及び沖縄県大宜味村との交流事業を継続して異なる地域の気候や生活習慣、文化に触れ、多様な他者との関わりを通して豊かな人間性を育ん

でいきます。

② 社会教育

町民一人ひとりが「生きがいとゆとり」のある心豊かな人生を送ることは、すべての人々が願っていることであり、そのための「生涯学習」の必要性、重要性が強く求められています。このようなことから、令和3年度西会津町教育振興基本計画（教育大綱）に基づき、町民一人ひとりが主体性をもって、生涯をとおり充実した人生を送るために、各時期に応じた多様な学習機会を提供するとともに、自ら習得したものをさらに地域へ広めていくように発表の機会を増やした生涯学習を積極的に推進します。また、公民館を生涯学習の中核施設としつつ、小中学校と連携して、学校エリア全体で学ぶことができる「学びあいランド」を構築していきます。

③ 社会体育

総合運動公園「さゆり公園」のより一層の利活用を図っていくとともに、町民の誰もが身近なスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ体制の充実を図ります。また、ニュースポーツの普及を図るとともに一人一スポーツを推進し、町民の健康づくりに努めます。

さらに、社会体育施設の利用や学校施設の開放を引き続き行い、社会体育活動の活性化に努めていきます。スポーツ協会加盟団体や自主団体など多くのスポーツ団体が組織されていますが、スポーツ振興と自主的活動の活性化を促進していくため、指導者の育成強化や個々の生活へのスポーツの習慣化を図りながらスポーツ施設の充実に努めていきます。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎 教職員住宅	中学校改修整備 学校教職員宿舍改修整備	西会津町 西会津町	
	スクールバス・ポ ート	スクールバス更新	西会津町	
	給食施設	給食センター改修整備	西会津町	
	(3) 集会施設、体 育施設等 体育施設	体育施設修繕 (改修等)	西会津町	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 義務教育	英語教育・海外異文化体験事業 <u>事業内容</u> 国際社会に対応できる豊かな人間性を身に付けさせるための新たな海外留学制度の創設に向け、その前段として県内で身近に語学異文化体験ができる施設で宿泊体験事業を実施する。 <u>事業の必要性</u> 英語及び異文化に対する知識は児童生徒にとって、将来社会人として生き抜くなかで必要不可欠なスキルであることから必要である。 <u>見込まれる事業効果</u> 国際色豊かな感性をもち、かつ英語に慣れ親しむことで幅広い人間性の構築が期待できる。	西会津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、学校教育系施設として小中学校を記載しているほか、集会施設として公民館、スポーツ施設として各地区の体育館について記載しています。

学校教育系施設では、西会津小中学校があり、小学校は平成 24 年度、中学校は平成 14 年度に統合となり併設されています。中学校施設については建設から 20 年以上が経過し、修繕箇所が年々増加していることから、施設の状況を把握しながら計画的に修繕を進め、保・小・中連携教育により児童生徒が安心・安全に学習できる環境を継続するために、良好な施設環境の維持を図ります。給食センター施設については、日常点検などにより施設の状況を適切に把握し、計画的な修繕や機器の更新により、児童生徒に安心・安全な給食を提供できるよう施設整備に努めることとしています。

公民館では、町民の利用状況に応じながらも、最小のコストで必要なサービスを提供できるよう、利用者数の動向及びコスト並びに老朽化の状況を踏まえ、類似施設の集約化や複合化を含めた検討を進めることとしています。

スポーツ施設では、地区の体育館等施設は町民の健康増進とスポーツの振興を図るため重要な施設ではあるものの、老朽化が進んでいる施設が多いことから、利用者数とコストのバランスを鑑みて、適切な経費と施設の在り方を検討する必要があることとしています。

なお、廃校小中学校の校舎・プール・体育館・教員住宅・その他関連施設のうち、廃校施設等利活用計画の中で解体撤去等の方向性が決定した施設や、旧保育所の利活用方針において解体撤去等の方向性が決定した施設は年次計画により整理撤去を進めることとしています。

以上により、公共施設等総合管理計画では集会施設及びスポーツ施設では既存施設を有効活用していき、その中でも特に老朽化の著しい公民館については類似施設の集約化や複合化を含めた検討を行うこととし、さらには廃校施設プール等の使用用途の無い施設については解体撤去を検討することとしており、本計画と一致しています。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落の現状をみると、全人口の約 64.5%が野沢・尾野本地区などの平坦部に集中している反面、山間部においては散在し、10 世帯以下の集落が 21 あり、これらの集落は人口の減少と高齢化によって集落機能維持が容易でない状況も見受けられます。

このため、長期的には、集落移転等による集落再編成の必要性が認められるものの、現在のところは住み慣れた土地への愛着等から具体的な気運は盛り上がっていない状況です。

また、冠婚葬祭や伝統行事、集落内道路や用排水等の維持管理など集落の基幹となる機能の維持が困難な集落もあり、新たな地域コミュニティづくりが課題となっています。

住環境については、平成 2 年及び平成 7 年に西林地内に定住促進住宅を設け、令和 2 年には野沢 4 町内に新たな定住促進住宅を整備しましたが、若者が町内に定住できる環境の整備に取り組んでいく必要があります。

本町には、四季の変化に富んだ美しい自然、緑豊かなゆとりある居住空間、歴史ある民俗芸能や文化、温かい人情があり、これらは都市にはない魅力であり、大きな特長です。

このため、都市との交流を通じて、都市に住む人々にこれらの魅力を発信することによって住民自らも地域の良さを再認識し、コミュニティの醸成を図りつつ NPO やボランティア団体と連携しながら、地域の活性化と地域への定住化を進めていく必要があります。

(2) その対策

地域に活力を与えるためには、自然と人情豊かな郷土の特長を活かし、都市との交流を進めるとともに定住条件の整備を図ります。

集落の機能維持と活力向上のため、集落へのサポート体制を強化し、集落の実態に応じて必要な支援をしていきます。集落の再編については、地域の住民の意思を尊重していくことを基本として進めます。

また、中小集落支援のため集落支援員や地域おこし協力隊員を引続き配置して、集落の活性化や集落機能の維持を図っていきます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備	定住促進住宅整備事業	西会津町	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	集落支援事業 <u>事業内容</u> 集落支援は、町からの委嘱を受けた 集落支援員が集落の巡回や状況把握等 を行い、集落の実情等に応じた支援活 動を実施する。 <u>事業の必要性</u> 人口減少や高齢化等により集落の維 持が難しくなっていることから、集落 支援員を活用した集落対策が必要とな っている。 <u>見込まれる事業効果</u> 集落支援員による見守りや支援を通 して、安心して住み続けられる地域づ くりが推進できる。 また、各行事への支援等を通じて地 域コミュニティの維持を図る。	西会津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、定住促進住宅は町営住宅等長寿命化計画に基づき定期的な点検を行い、計画的な修繕・改修を行うとともに、予防保全的な維持管理に努め施設の長寿命化を図り、年数の経過により老朽化が進んだ施設は、人口の推移や長期的な需要の変動など、町全体の住宅供給のバランスに配慮しながら、計画的な建替えや用途廃止等の検討を行うこととしています。

以上により、既存施設の長寿命化による有効活用を図り、維持していく点で、本計画と一致しています。

10. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町の文化施設としては、総合施設としての公民館と生涯学習センターとしての機能を合わせもつ西会津中学校、そして町民開放型の西会津中学校図書館が整備されています。

埋蔵文化財や民俗資料については、廃校となった学校施設に分散して保管していますが、良好な状態での保護・保存が望まれています。

町内には多数の文化団体があり、それぞれ独自性を持ちながら特色ある活動を行っており、特に民俗芸能については、地域づくりの一環として伝統文化の保存伝承を行っています。また、町内のあらゆる文化財を把握・保存し、地域おこしや観光に活かすことを目的とした「西会津町歴史文化構想」を平成30年3月に策定しました。

芸術については、平成16年度から旧新郷中学校施設を活用し、様々なワークショップや企画展などが開催され、芸術を通じた地域交流を図りながら芸術へ触れる機会として芸術村事業を推進しています。

(2) その対策

町内から出土した埋蔵文化財や先人が使用していた貴重な民俗資料については、良好な状態で保存伝承するとともに、発掘された文化財を町民や町を訪れる人が容易に見学することのできる施設や体制の整備を検討します。

地域に伝え受け継がれている民俗芸能については、若者の定住人口の減少等により保存伝承していくことが困難な状況であることから、保存伝承のための講習会や映像などで保存に努めていきます。

このように、町内には歴史文化遺産が数多く残されていることから、歴史文化基本構想に基づき、文化財を生かした地域づくりに活用していきます。

また、町独自の創作和太鼓の更なる普及を図りつつ、新たな文化の創造を進めます。さらに、文化団体の育成と活動の強化を図りながら芸術文化の振興に努めます。

芸術村事業については、芸術を通じた地域交流を図りながら、芸術に対する理解を深めるため、引き続き推進していきます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興 施設等 地域文化振興施設	西会津国際芸術村整備事業	西会津町	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	<p>活力ある地域づくり支援事業</p> <p><u>事業内容</u> 地域の特産や名所、伝統文化の復活など地域の資源を自らが活用してイベントを開催するなど、地域おこしに取り組む団体を支援する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 少子高齢化に伴い地域の特産や伝統文化などの継承者が少なく、存続が危惧されているなか、それらを周知するイベント等を実施することにより地域文化が守られていくため必要である。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 地域の特産や伝統文化などが守られ、活力ある地域づくりが振興される。</p>	各団体	
		<p>国際芸術村事業</p> <p><u>事業内容</u> 旧新郷中学校の木造校舎を活用し、芸術を通じた地域交流を促進する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 地域文化の振興のためには、芸術に特化した事業の実施により、町独自の情報発信が必要である。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 芸術を活用し、都市等との交流を促進するとともに、地域の活性化が期待できる。</p>	西会津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、芸術村事業で使用している旧新郷中学校施設について、具体的な記載はありませんが、集会施設の項目においてコミュニティ施設は、地域住民の交流や学習の活動拠点としての役割や他の地域の住民との交流を行う場所としての役割を

担うため、点検・修繕を行い、計画的な維持管理・修繕により施設の長寿命化を図ることとしており、既存施設の有効活用と長寿命化を図る点で一致しています。

1 1. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

2015年9月に国連サミットで採択されたSDGsは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、「貧困をなくそう」「住み続けられるまちづくりを」などの17のゴールを設定し、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、日本でも積極的に取組みを進めています。

その中でもSDGsのゴール目標の1つである「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に記載のとおり、現在世界的に「再生可能エネルギー」の導入を積極的に推進している状況であり、再生可能エネルギーの導入及び普及拡大は、地球温暖化が危惧されている現在では喫緊の課題となっています。

町では、SDGsの取組みとして町公共施設に太陽光発電やバイオマスボイラーを導入し、雪室貯蔵施設による効率的な農産物の保存など、再生可能エネルギー導入を積極的に推進してきました。さらには西会津町再生可能エネルギー事業導入推進計画に基づき、町民の再生可能エネルギー導入を積極的に支援することにより、エネルギーの安定供給を図りつつ、自然と共存する美しいまちづくりを推進しています。

今後は、本町特有の日照時間の問題や冬期間の降雪等により、町民への普及がなかなか進んでいない現状に対し、太陽光発電設備を始めとした再生可能エネルギー導入を積極的に周知・支援していく必要があります。

(2) その対策

現在、本町の公共施設では概ね太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー導入が完了しているため、今後はいかに民間に再生可能エネルギーを普及拡大させていくかが大きな課題となりますが、再生可能エネルギー導入のメリットについて積極的に周知していくことにより、毎年1件以上の導入件数を目標とします。

また、本町の資源でもある「雪」や「木」を活用した新たな再生可能エネルギーを調査・検討し、持続可能な社会の実現を目指していきます。

公共施設等総合管理計画では、他の行政系施設などと同様に既存施設を有効活用する方針としています。設備機器については建物と同様の考え方により既存機器の維持管理を図り長期的に活用することとしています。

1 2. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 克雪利雪

本町は県内有数の豪雪地で、毎年12月から翌年3月までは雪の克服に多くの労力と経費を費やしています。このため、雪は町発展の障害となり、過疎化の要因ともなってきました。雪をいかに克服し利用していくかが、町発展と活性化への課題となっています。

克雪については、これまで、冬期交通の確保のため道路網の整備や流雪溝の整備を積極的に推進してきました。幹線道路は全線を機械除雪により対処し、家屋が密集している市街地の路地については、大型機械の除雪ができないため、小型除雪機や流雪溝を整備することによって対処してきました。その結果、幹線道路や生活道路については、通勤通学をはじめとして、冬季も夏季と同様の生活を送れる状況となっています。

また、流雪溝を整備した地域は、沿線住民が一丸となって雪処理をしており、野沢町内や下野尻では、道路はもちろん、屋根雪や敷地内の雪まで処理している光景が見受けられます。特に住宅まわりの除雪については大部分を各家庭で処理していますが、排雪のスペースがない市街地では道路に排雪されることが多いため、さらに消融雪施設や流雪溝の整備を図っていく必要があります。

一方、利雪親雪としては、スキーなどのスポーツやスノートレッキングなどを実施している状況です。雪を利用したイベントとしては毎年2月に開催している「雪国まつり」があり、冬のイベントとして定着しましたが、さらに内容の充実を図り地域の活性化に結びつけていく必要があります。

雪を克服し雪を利活用していくためには、町民と行政が一体となった克雪活動が重要であるととも、雪を資源として観光や産業に活用していくことが重要となっています。

② 地域活性化と後継者対策

本町における高齢化の進行、若年層の絶対数の減少、出生率の低下などによる人口の減少は、集落や地域を維持できるかどうかという、その根幹にまで影響を及ぼしています。そこに住む地域住民の豊かな発想を導き合う自主的な話し合いによる協働のまちづくりを進めることで、町民がまちづくりを「自分ごと」として捉え、自ら行動するという意識が高まり、町の資源を十分に活かしたまちづくり活動を具体的に実践し、地域の活性化につなげていくことが重要となっています。

また、少子高齢化では全国的に未婚率の増加があり、有効な後継者対策が喫緊の課題となっています。

(2) その対策

① 克雪利雪

特別豪雪地帯という厳しい環境の中、雪を宿命的なものとせず、克雪利雪に向け、快適な生活環境の確保に努めていきます。

住民による克雪活動の組織化を各自治区で行い、町民と行政が一体となった除排雪体制と情報連絡体制を確立します。また、冬期交通の確保には関係機関と連絡を密にし、道路網の整備と合わせ除排雪路線の拡大、流雪溝の整備、除雪機械の導入を進めます。

また、住宅周りの除排雪は、主に高齢者世帯を支援する雪処理のための組織や団体を設置していき、令和11年度までに雪処理支援隊員数13人を目指します。

冬期の気象情報や雪に関する情報、交通規制に関する情報はケーブルテレビを活用し、周知します。

このほか、利雪親雪の観点から雪を利用したイベントを観光誘客も兼ねて積極的に実施し、毎年1月に雪国まつりの来場者数3,000人を目指します。また、冬期スポーツ振興のため、指導者の育成や施設の整備も進めていきます。

さらに、関係機関とともに、克雪、利雪の調査研究を進めていきます。

② 地域活性化と後継者対策

地域住民の主体的な取り組みを促し、活力ある地域づくりのための様々な活動を支援します。また、町の中心地としてのまちなかの再生に向けて、かつての賑わいを取り戻すための取り組みを進め、町の中心地である野沢まちなかについては、町民主体でまちなかに不足している機能発掘、将来を見据えて真に必要な機能の整備、歩いて暮らせるまちづくり、商店街の活性化や観光誘客など、総合的な視点から野沢まちなかの将来像を計画する必要があります。特に旧役場庁舎周辺は、野沢駅やバス、タクシーの営業所があり、全ての公共交通機関に近接し歩いて暮らせるまちづくりを進める上で拠点となる立地条件であることから、文化・コミュニティ施設、医療施設、居住エリア、公共施設など幅広い視点での検討も進めます。

全国的に課題となっている少子高齢化については、男女の出会いの場を創出し、出会いから成婚へと進展を図るため後継者対策を実施していきます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展 に関し必要な 事項		<p>ふるさとまつりの開催</p> <p><u>事業内容</u> 町の特産品等の販売とともに、人の交流につながるイベントを開催し、情報発信と交流を図る。推進委員会への負担金。</p> <p><u>事業の必要性</u> 町民が町の魅力を再発見・再認識する場であり、人と物の交流を通じ賑やかさを演出することで、活力を創出する必要がある。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 町の魅力と活力を高めるため、地域資源を積極的に活用し発信することで、町のイメージアップが期待できる。</p>	西会津町	
		<p>雪国まつりの開催</p> <p><u>事業内容</u> 利雪親雪の観点から雪を利用した雪国まつり（イベント）を開催する。推進委員会への負担金。</p> <p><u>事業の必要性</u> 冬期における町の魅力を町内外に発信し、町の活性化に結びつけるために必要である。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 雪を資源としたイベントを通し、観光誘客が期待できる。</p>	西会津町	
		<p>結婚祝金</p> <p><u>事業内容</u> 定住促進と町活性化のため、新婚夫婦に対し祝金を支給する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 未婚者増加の歯止めと定住促進のために必要である。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 結婚対策の一翼となり定住促進が期待できる。</p>	西会津町	
		<p>後継者対策事業</p> <p><u>事業内容</u> 町内の独身男女に対し、交際のきっかけとなる出会いの場の創出や婚活支援を行い、出会いから成婚へと進展を図るための事業を実施する。</p>	西会津町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展 に関し必要な 事項		<p><u>事業の必要性</u> 現在全国的に独身率が高くなる傾向があり、本町においても同様であることから、成婚数の増加は重要な課題であり少子高齢化対策の一つとして必要である。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 男女の出会いの場の創出から成婚へと進展させることで、人口流出の防止や少子高齢化対策となることが期待できる。</p> <p>協働のまちづくり推進事業 <u>事業内容</u> 第5次西会津町総合計画を実行性の高い計画にするため「協働のまちづくり推進委員会」を設置し、「町民主体」「官民協働」のまちづくりを進める。</p> <p><u>事業の必要性</u> 第5次西会津町総合計画をより効果的・効率的に実施するため、協働のまちづくり推進委員会による助言・提言などを反映させる必要がある。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 西会津町にあった「より良いまちづくり」を推進できる。</p>	西会津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

全てソフト事業のため、公共施設等総合管理計画で該当する施設はありません。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	<p>デジタル戦略推進事業 <u>事業内容</u> 西会津町デジタル戦略を基に、産業をはじめ、暮らし、行政などあらゆる分野において、デジタル変革に取り組む持続可能なまちを目指し、まちづくりを進める。</p> <p><u>事業の必要性</u> 国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針のとおり、行政のデジタル化の推進により不断の行政サービスの質の向上を図る必要がある。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 町民が、行政手続きの利便性の向上、行政サービスの質の向上、移住定住の促進等による地域の活性化などを受けることが期待できる。</p>	西会津町	本町のデジタル化を推進することにより、様々な行政手続きに係る利便性の向上が図られ、長期的に住みやすい町づくりができ、持続的発展につながる。
		<p>石高プロジェクト事業 <u>事業内容</u> 基幹産業である農業（稲作）において、最新のデジタル技術を活用し新たな販路の開拓や安定的な農業経営の実現、関係人口や交流人口の拡大など、地域全体の持続的発展を図る。</p> <p><u>事業の必要性</u> 人口減少により少子高齢化が急速に進む中、基幹産業を維持していくためには、関係人口や交流人口を拡大させ、担い手不足の解消や経営の安定化に取り組む必要がある。</p> <p><u>見込まれる効果</u> 最新のデジタル技術により西会津産米の新たな販路の拡大のほか、ほ場ごとの価格設定や稲作のリスク分散など農業経営の安定化や関係人口、交流人口の拡大が図られる。</p>	西会津町	町の基幹産業である農業において最新のデジタル技術を活用し、販路拡大、農業経営の安定化、関係人口、交流人口の増加が図られることで持続的な発展に寄与する。
		<p>デジタルマップ活用事業 <u>事業内容</u> 古民家を記録しデジタルマップ化することで、地域資源である古民家</p>	西会津町	古民家を記録しデジタルマップ化することで地域資源

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域持 続的発展特別事業 公共交通	<p>を有効活用し、観光振興と空き家問題の解消につなげ地域全体の持続的発展を図る。</p> <p><u>事業の必要性</u> 人口減少に伴い空き家が増加している一方で、価値ある古民家が解体されている現状を踏まえ、その保存や活用を検討する必要がある。</p> <p><u>見込まれる効果</u> 古民家を記録しデジタルマップ化することで、観光振興と空き家問題の解消につなげ、地域資源である古民家の有効活用が図られる。</p> <p>町民バス運行事業</p> <p><u>事業内容</u> 町が直営のバス交通体系を整備し運行してきた。今後も利便性の良い交通体系を提供していく。</p> <p><u>事業の必要性</u> バスは近距離交通の手段として、交通弱者にとっては日常の足として欠かせない交通機関となっている。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 町民の日常の通院や買い物等に利用され、交通弱者の足の確保を図ることができ、町内外利用者の増加により地域の産業、経済、文化の発展が期待できる。</p>	西会津町	<p>として有効活用し、観光振興や空き家問題の解消につながるが持続的発展に寄与する。</p> <p>本町の中心地から離れた集落等への町民バス運行を維持することにより、交通弱者の足を確保し、町内での消費活動の促進等を図ることで持続的発展につながる。</p>
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持 続的発展特別事業 その他	<p>定住促進住宅長寿命化計画改定</p> <p><u>事業内容</u> 老朽化等による事故を防ぐことを目的に行う点検や修繕（予防保全）を計画的に進めるための計画を改定する。</p> <p><u>事業の必要性</u></p>	西会津町	<p>予防保全の考えに立った維持管理を実施することで長寿命化につながり、町民の安全な暮らしも確保され、持続的発展が図られる。</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(7) 過疎地域持 続的発展特別事業 高齢者・障害者福 祉	<p>入居者の安全を確保するために、 改定された計画を基に修繕等を実 施する必要があるため。</p> <p><u>見込まれる効果</u></p> <p>定住促進住宅の致命的な欠陥が 発現する前に、速やかに対策を講 じ、ライフサイクルコストの縮減を 図る「予防保全」の考えに立った維 持管理を実施することで長寿命化 につなげる。</p> <p>高齢者生きがい対策事業 <u>事業内容</u> 高齢者の健康づくりや自立支援 のため、老人クラブ活動の支援や各 種スポーツ行事、教室の開催など生 きがいづくりを支援する。 <u>事業の必要性</u> 介護予防や健康づくりは、高齢者 が地域でいきいきと生活するため に必要である。 <u>見込まれる事業効果</u> 過疎集落においては、元気な高齢 者が地域活動の中心であり、地域の 活性化につながる。</p>	西会津町	本町の高齢化 率は福島県内 でも上位に位 置し、高齢者 の生きがい対 策は必須であ る。高齢者の 自主的な活動 を支援するこ とで、医療費 の抑制にもつ ながり、集落 の持続的発展 にもつなが る。
	その他	<p>認定こども園運営事業 <u>事業内容</u> 認定こども園の運営を外部に委 託する。 <u>事業の必要性</u> 保育サービスは子育て支援に欠 かすことのできない事業であり、外 部へ委託することでより効果的に 保育サービスの提供ができる。 <u>見込まれる事業効果</u> 運営を外部に委託することで限 られた財源でより効率的な保育サ ービスの提供が出来る。</p>	西会津町	認定こども園 の運営は子育 てに欠かせな い事業であり、 親が安心して 就業できる環 境を作ること で定住を促し、 持続的発展に 寄与する。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>子育て医療費サポート事業</p> <p><u>事業内容</u> 子育てに伴う経済的負担軽減のため、町内に住所を有する18歳までの子供の医療費負担の全額を助成する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 子供を安心して育てるための、経済的負担軽減策は、少子化対策として必要である。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 子育てに係る経済的負担を軽減することにより、出生率の増加が期待できる。</p>	西会津町	子育てに伴う医療費の経済的サポートを行うことで子育て世代の負担を減らし、安心して子育てできる環境を整備することで持続的発展に寄与する。
		<p>母子保健事業（妊婦健康診査事業）</p> <p><u>事業内容</u> 健やかな胎児の成長と母胎の健康維持を図るとともに、異常の早期発見のために実施する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 子供を安心して産むための、妊婦健診に係る経済的負担軽減策は、少子化対策として必要である。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 母親の不安を軽減する等の効果により、出生率の増加が期待できる。</p>	西会津町	妊婦健康診査により母胎及び胎児の健康を見守り、安心して出産できる環境を整備し、出産への不安等を緩和していくことで出生率が増加し、持続的発展に寄与する。
		<p>乳幼児家庭子育て応援金</p> <p><u>事業内容</u> 2歳に達するまでこども園を利用せずに家庭で育児を行っている保護者に応援金を支給する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 2歳未満の乳幼児を家庭で保育する方の負担を軽減する必要がある。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 対象家庭の負担軽減により、一層安心して子育てできる環境づくりが期待できる。</p>	西会津町	家庭で育児を行っている保護者への支援を行い、より一層子育てしやすい環境を整備することで、持続的発展に寄与する。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	<p>出産祝金</p> <p><u>事業内容</u> 次代を担う児童の誕生を祝うとともに、児童の健やかな成長を願い保護者（父又は母）に対し出産祝金を支給する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 子供をつくるためのきっかけや一助とするために必要である。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 子育てに係る経済的負担を軽減することにより、出生率の増加が期待できる。</p>	西会津町	<p>出産祝金を支出し、産後の経済的負担を緩和する。 また子育て支援対策と合わせ支援することで、保護者の出産から子育てへの不安を減らしていくことで、出生率の向上が期待でき持続的発展に寄与する。</p>
		<p>医師確保対策事業</p> <p><u>事業内容</u> 町の国保診療所の充実を図るため、医師を確保するための対策を進める。</p> <p><u>事業の必要性</u> 町の国保診療所は、3名の常勤医師により診療を行っているが、高齢者の増加などによる在宅医療の役割の拡大などに伴い、常勤医師の負担が増大していることから、その対策が必要となっている。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 常勤医師の確保により、住民が安心して住める医療体制の確保が期待できる。</p>	西会津町	<p>過疎地域における医師の確保は急務であり、本町では約5千人の住民に対し3名の常勤医師で対応している。引き続き医師を確保し、町民が安心して生活できる環境を整備することで、持続的発展に寄与する。</p>
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p>英語教育・海外異文化体験事業</p> <p><u>事業内容</u> 国際社会に対応できる豊かな人間性を身に付けさせるための新たな海外留学制度の創設に向け、その前段として県内で身近に語学異文</p>	西会津町	<p>児童生徒に英語教育や海外異文化を体験させ、国際色豊かな感性を育むことで、人材育成につ</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>化体験ができる施設で宿泊体験事業を実施する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 英語及び異文化に対する知識は児童生徒にとって、将来社会人として生き抜くなかで必要不可欠なスキルであることから必要である。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 国際色豊かな感性をもち、かつ英語に慣れ親しむことで幅広い人間性の構築が期待できる。</p> <p>集落支援事業</p> <p><u>事業内容</u> 集落支援は、町からの委嘱を受けた集落支援員が集落の巡回や状況把握等を行い、集落の実情等に応じた支援活動を実施する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 人口減少や高齢化等により集落の維持が難しくなっていることから、集落支援員を活用した集落対策が必要となっている。</p> <p><u>見込まれる事業効果</u> 集落支援員による見守りや支援を通して、安心して住み続けられる地域づくりが推進できる。 また、各行事への支援等を通じて地域コミュニティの維持を図る。</p>	西会津町	<p>ながり持続的発展に寄与する。</p> <p>少子高齢化が進むなか、本町の限界集落は年々増加傾向にあり、集落支援の必要性が高まっている。このことに対し、集落支援員の配置による見守りや支援を実施することで地域の持続的発展計画に寄与する。</p>
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>活力ある地域づくり支援事業</p> <p><u>事業内容</u> 地域の特産や名所、伝統文化の復活など地域の資源を自らが活用してイベントを開催するなど、地域おこしに取り組む団体を支援する。</p> <p><u>事業の必要性</u> 少子高齢化に伴い地域の特産や伝統文化などの継承者が少なく、存続が危惧されているなか、それらを周知するイベント等を実施することにより地域文化が守られていくため必要である。</p>	各団体	<p>地域の特産等を活用し地域等が自主的に取り組む活動を支援することで、貴重な伝統文化や特産が守られ、地域の持続的発展に寄与する。</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利 用の推進	(1) 過疎地域持 続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<u>見込まれる事業効果</u> 地域の特産や伝統文化などが守られ、活力ある地域づくりが振興される。	西会津町	国際芸術村は芸術に特化した地域文化振興施設であり、芸術家と地域をつなぐ重要な拠点である。芸術作品等を通し、交流人口拡大や地域の活性化につながり持続的発展に寄与する。
		国際芸術村事業 <u>事業内容</u> 旧新郷中学校の木造校舎を活用し、芸術を通じた地域交流を促進する。 <u>事業の必要性</u> 地域文化の振興のためには、芸術に特化した事業の実施により、町独自の情報発信が必要である。 <u>見込まれる事業効果</u> 芸術を活用し、都市等との交流を促進するとともに、地域の活性化が期待できる。		
		再生可能エネルギー設備等設置事業 <u>事業内容</u> 再生可能エネルギーの導入を希望する町民に対し、設置事業費の一部を支援する。 <u>事業の必要性</u> 全世界的に再生可能エネルギーの積極的な導入が求められている現在、再生可能エネルギーを利用する設備等を導入し自然との共存を図っていくことは重要である。 <u>見込まれる事業効果</u> 再生可能エネルギーの利用により安定した電力の確保が可能となることから省エネにもつながり、かつ災害時にも強いまちづくりが期待できる。	設置事業者	本事業は再生可能エネルギー設備の整備促進により、脱炭素社会の形成を進めるものであり、持続的発展に寄与する。
		雪室貯蔵施設運営事業 <u>事業内容</u> 冬期に雪を施設内に貯め、雪の冷気と湿度を利用することにより 1年間を通し、効率的に農産物等の保存ができる。	西会津町	本事業は雪室貯蔵施設運営に係る費用であり、再生可能エネルギーの活用を推進することで持

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		<p><u>事業の必要性</u> 通常、夏場には農産物の長期保存は困難であるが、雪室施設を利用することで適度な温度・湿度により冷蔵施設よりも効率良く長期保存が可能となるため必要である。 また、自然の雪を利用するため、持続可能な事業となっている。 <u>見込まれる事業効果</u> 適度な湿度・温度での農産物の保存により新たな付加価値が付き、さらには脱炭素社会の形成にもつながることが期待できる。</p>	西会津町	<p>続的発展に寄与する。</p>
		<p>ふるさとまつりの開催 <u>事業内容</u> 町の特産品等の販売とともに、人の交流につながるイベントを開催し、情報発信と交流を図る。推進委員会への負担金。 <u>事業の必要性</u> 町民が町の魅力を再発見・再認識する場であり、人と物の交流を通じ賑やかさを演出することで、活力を創出する必要がある。 <u>見込まれる事業効果</u> 町の魅力と活力を高めるため、地域資源を積極的に活用し発信することで、町のイメージアップが期待できる。</p>		<p>本事業は町の文化及び経済振興等を目的に開催しており、毎年多くの来場者で賑わっている。町内外問わず西会津町の魅力をPRすることで、交流人口拡大につながるるとともに地域の持続的発展に寄与する。</p>
		<p>雪国まつりの開催 <u>事業内容</u> 利雪親雪の観点から雪を利用した雪国まつり（イベント）を開催する。推進委員会への負担金。 <u>事業の必要性</u> 冬期における町の魅力を町内外に発信し、町の活性化に結びつけるために必要である。 <u>見込まれる事業効果</u> 雪を資源としたイベントを通し、観光誘客が期待できる。</p>		<p>本事業は利雪親雪の観点から雪を利用したイベントを開催しており、毎年多くの来場者で賑わっている。町内外問わず西会津町の魅力をPRすることで、交流人口拡大につながるるとともに地域の持続的発展に寄与する。</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>結婚祝金 事業内容 定住促進と町活性化のため、新婚夫婦に対し祝金を支給する。 事業の必要性 未婚者増加の歯止めと定住促進のために必要である。 見込まれる事業効果 結婚対策の一翼となり定住促進が期待できる。</p>	西会津町	新婚夫婦に結婚祝金を支出することで、新婚生活の支援を行い、移住・定住を図り、人口増加につなげることで、地域の持続的発展に寄与する。
		<p>後継者対策事業 事業内容 町内の独身男女に対し、交際のきっかけとなる出会いの場の創出や婚活支援を行い、出会いから成婚へと進展を図るための事業を実施する。 事業の必要性 現在全国的に独身率が高くなる傾向があり、本町においても同様であることから、成婚数の増加は重要な課題であり少子高齢化対策の一つとして必要である。 見込まれる事業効果 男女の出会いの場の創出から成婚へと進展させることで、人口流出の防止や少子高齢化対策となることが期待できる。</p>	西会津町	本事業は若者の出会いの場を創出する事業であり、出会いから成婚へと進展するきっかけを作ることで、移住定住の促進及び人口の増加につながり、地域の持続的発展に寄与する。
		<p>協働のまちづくり推進事業 事業内容 第5次西会津町総合計画を実行性の高い計画にするため「協働のまちづくり推進委員会」を設置し、「町民主体」「官民協働」のまちづくりを進める。 事業の必要性 第5次西会津町総合計画をより効果的・効率的に実施するため、協働のまちづくり推進委員会による助言・提言などを反映させる必要がある。 見込まれる事業効果 西会津町にあった「より良いまち</p>	西会津町	本事業は協働のまちづくりを推進するための事業であり、本事業を通し町総合計画を効率的・効果的に実施することで、地域の持続的発展に寄与する。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		づくり」を推進できる。		